# 岡山沿岸海岸保全基本計画(改定素案)

令和 8 年 11 月

岡　山　県

# まえがき

岡山沿岸は、我が国最初の国立公園として瀬戸内海国立公園に指定され、内海多島美という特徴的な景観を形成しているとともに、沿岸にはカブトガニやナメクジウオ等の生物が生息するなど、瀬戸内海特有の貴重な自然環境を有しています。また、渋川をはじめとした様々な海水浴場やキャンプ場等のレクリエーションの場が点在しており、身近に自然と触れ合うことのできる場として多くの人々に親しまれています。

しかし、このような穏やかな自然も時として沿岸に大きな災害をもたらすことがあり、高潮や津波等の自然災害から背後地の人々や資産を守ることは重要な課題です。また、社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請も海岸の防護に加え、自然環境の保全や海岸の利用など多岐に渡ってきました。

こうした状況を踏まえて、平成 11 年 5 月に海岸法の一部改正が行われ、「海岸の防護」と合わせて、「海岸環境の整備及び保全」と「海岸における公衆の適正な利用」が法目的に追加されました。そしてこれら 3 つの調和がとれた総合的な海岸管理を目指すとともに、国の定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県が海岸保全基本計画を策定することが示されました。

岡山県では、平成 15 年 3 月に「岡山沿岸海岸保全基本計画」を策定してから、平成 16 年 8 月の台風第 16 号による高潮災害を踏まえた平成 20 年 3 月の改訂、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえた津波防災対策等に関する改訂を平成 26 年 3 月に行い、現在まで計画に沿って事業を進めてきました。

近年、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されています。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行しています。

このような中、令和 2 年 7 月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針の変更が行われ、令和 3 年 7 月には「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行されました。

今回、新たな海岸保全基本方針等に基づき、気候変動の影響による変化への適切な対策等を進めていくため、岡山沿岸海岸保全基本計画を改定することとしました。

## ［海岸法の対象範囲］

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、その対象区域を表－１に示す。

また、海岸法の対象となる行為（海岸保全施設の整備及び海岸の管理）を表－２に示す。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設であり、「海岸管理」とは、海岸保全区域内では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

**表－１　海岸法の対象区域**

| | | |
|---|---|---|
| 対象区域 | 海岸保全区域 | ・海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域 |
| | 一般公共海岸区域 | ・公共海岸※の区域のうち海岸保全区域以外の区域 |
| 対象外 | その他の海岸区域 | ・海岸保全区域及び一般公共海岸区域以外の区域で、港湾法や漁港法など海岸法以外の法令で管理されている海岸及び民有地 |

※公共海岸とは

国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（海岸法以外の規定により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあっては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線（干潮時の海面と陸地とが接する線）までの水面

**表－２　海岸法の対象となる行為**

| 区域／対象となる行為 | 海岸保全区域 | 一般公共海岸区域 | その他の海岸区域 |
|---|---|---|---|
| 海岸保全施設の整備 | ○ | 対象外 | 対象外 |
| 海岸の管理 | ○ | ○ | 対象外 |

# 目　　次


第１編　海岸の保全に関する基本的な事項　1

1　海岸の現況及び保全の方向に関する事項　1
1.1　海岸の概況 1
1.2　海岸の現状 2
1.2.1　自然的特性 2
1.2.2　社会的特性 6
1.2.3　海岸災害と防災 8
1.3　岡山沿岸の長期的なあり方 11
1.3.1　沿岸のゾーン区分と特徴及び課題 11
1.3.2　岡山沿岸の長期的な課題 20
1.3.3　岡山沿岸の海岸保全の方向性 23

2　海岸の防護に関する事項　24
2.1　防護の目標 24
2.1.1　防護目標 24
2.1.2　防護すべき地域 27
2.2　防護の目標を達成するための施策 27

3　海岸環境の整備及び保全に関する事項　30
3.1　海岸環境の整備及び保全のための施策 30

4　海岸における公衆の適正な利用に関する事項　31
4.1　海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策 31

5　ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向　33
5.1　ゾーン毎の主要な施策 33

第 2 編　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項　40

1　海岸保全施設を整備しようとする区域　40

2　海岸保全施設の種類、規模及び配置等　40

3　海岸保全施設の計画的な整備　60

4　海岸保全施設の維持又は修繕の方法　60

第 3 編　今後の取組にあたっての留意事項　67

添付図　添-1

# 第１編　海岸の保全に関する基本的な事項

## １　海岸の現況及び保全の方向に関する事項

### 1.1　海岸の概況

岡山沿岸は、兵庫県境から広島県境までの瀬戸内海に面した 7 市（備前市、瀬戸内市、岡山市、玉野市、倉敷市、浅口市、笠岡市）で、海岸線（島しょ部を含む）の総延長は約 537km である。

岡山沿岸は古くから白砂青松の地として知られ、多数の島々を内包する瀬戸内海特有の穏やかな景観と美しい海浜は、その大部分が瀬戸内海国立公園に指定されている。また、古来より瀬戸内海の海上輸送や沿岸漁業などの生産活動の場として、地域の生活や経済に深く関わりをもってきたため、護岸等の人工構造物が整備された海岸が多い。




図 1.1.1　岡山沿岸の範囲

## 1.2　海岸の現状

### 1.2.1　自然的特性

#### （1）気象・海象

岡山県の気候は、年間を通して雨や雪が少なく温暖で日照時間が長いことが特徴となっている。岡山地方気象台の観測結果(1991 年～2020 年の平年値)によると、年間降水量は 1,140㎜程度と少なく、年間平均気温は約 16℃と温暖である。また、下降気流が卓越する地域であることから晴天になることが多く、日照時間は年間 2,030 時間程度と長い。

岡山沿岸は地形的に強い風が吹きにくく、強い台風の来襲は少ない。夏の夕方の海風から陸風に変わる時に無風状態になる「瀬戸の夕なぎ」が有名である。一方、地形や海岸の影響を受けて、局地的に突風が吹くこともあり、岡山の風土に影響を与えている。

瀬戸内海は、東の紀伊水道と西の豊後水道を通して流入してくる外洋水が、備讃瀬戸西端の笠岡市神島から香川県粟島の線で接している。そのため、下津井から笠岡にかけての備讃瀬戸西部海域は瀬戸内海で最も干満差の大きい海域となっており、大潮期で約 3ｍに達する。この水域から東に離れるにつれて干満差は小さくなるものの、岡山沿岸のほぼ中央部に位置する宇野港でも大潮期には約 2ｍに達する。また、多数の島の存在や複雑な海底地形により潮流も複雑となっており、各所に湧昇流や渦流が発生している。

#### （2）地形・地質

岡山県の地形は、山地・高原・平野が帯状に東西に連なる地形が、南北へ順序よく並んでいることが特色である。沿岸部は吉井川・旭川・高梁川の 3 大河川が形成する平野と、それを周囲から抱くような低山性の丘陵・山地や沖合の島々によって構成されている。岡山市以西の沿岸に多く見られる低山性の丘陵は、河川からの流出土砂や干拓等により沖合の島々が陸とつながったものであり、主に花崗岩から構成された比較的なだらかな地形となっている。

岡山沿岸の海岸地形は、瀬戸内海が遠浅であることから、古くから農地や塩田造成等の埋立による影響を受けて変化している。特に、昭和 30 年代後半からの工業用地造成により自然海岸は著しく減少し、現在は海岸線総延長の半数を占めている。また、自然海岸の約 7 割は島しょ部にあり、本土部における自然海岸の割合は約 3 割と少ない。

海域の地形については、播磨灘北部海域は島が少なく全体に単調な地形となっており、備讃瀬戸海域は島が多く谷地形や下津井沖の海釜などが入り込んだ複雑な地形となっている。

#### （3）水質・底質

瀬戸内海は、東京湾や伊勢湾と同様に閉鎖性が強く、特に陸域の影響を受け水質汚濁が生じやすい海域である。

海域における水質の令和 6 年の状況については、生活環境項目のうち、水の汚れを判断する代表的な指標である化学的酸素要求量（ＣＯＤ）が、玉島港区、水島港区、水島地先海域（甲）、児島湾（甲）以外の海域で環境基準を達成していない状況である。また、全窒素（Ｔ－Ｎ）については全ての海域で、全リン（Ｔ－Ｐ）については児島湾沖以外の海域で、環境基

準を達成している状況である。さらに、湖沼に分類される児島湖の水質については、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、全窒素（Ｔ－Ｎ）、全リン（Ｔ－Ｐ）いずれも環境基準を達成していない状況である。（表 1.1.1 参照）

また、健康項目については、全ての水域で環境基準を達成している。※1

底質については、岡山沿岸の海域は瀬戸内海の中でも化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、全窒素（Ｔ－Ｎ）、全リン（Ｔ－Ｐ）等の含有率が比較的低い海域となっている。※2

※1：岡山県環境白書 2024 資料編による。

※2：瀬戸内海環境管理基本調査（H27－H29・環境省）及び瀬戸内海総合水質調査（2024・国土交通省）による。

**表 1.1.1　環境基準点における水質の状況（令和 6 年）**

| | 化学的酸素要求量（COD） | | | | 全窒素（T－N） | | | 全リン（T－P） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 類型 | 環境基準値（mg/l） | 75%値（mg/l） | | 類型 | 環境基準値（mg/l） | 年間平均値（mg/l） | 類型 | 環境基準値（mg/l） | 年間平均値（mg/l） |
| 玉島港区 | C | 8 以下 | 4.6 | 水島港区 | Ⅲ | 0.6 以下 | 0.24 | Ⅲ | 0.05 以下 | 0.030 |
| 水島港区 | C | 8 以下 | 3.0 | | | | | | | |
| 水島地先海域(甲) | B | 3 以下 | 2.2～2.6 | 水島地先海域 | Ⅱ | 0.3 以下 | 0.23 | Ⅱ | 0.03 以下 | 0.030 |
| 水島地先海域(乙) | A | 2 以下 | 2.2 | | | | | | | |
| 児島湾(甲) | C | 8 以下 | 5.5 | 児島湾 | Ⅳ | 1.0 以下 | 0.56 | Ⅳ | 0.09 以下 | 0.054 |
| 児島湾(乙) | B | 3 以下 | 3.7～4.9 | | | | | | | |
| 児島湾(丙) | A | 2 以下 | 2.3～3.9 | 児島湾沖 | Ⅱ | 0.3 以下 | 0.28 | Ⅱ | 0.03 以下 | 0.035 |
| 児島湖 | B | 5 以下 | 8.6 | 児島湖 | Ⅴ | 1.0 以下 | 1.10～1.20 | Ⅴ | 0.1 以下 | 0.17～0.18 |
| 備讃瀬戸 | A | 2 以下 | 2.0～2.8 | 備讃瀬戸(イ) | Ⅱ | 0.3 以下 | 0.17 | Ⅱ | 0.03 以下 | 0.028 |
| | | | | 備讃瀬戸(ロ) | Ⅱ | 0.3 以下 | 0.20 | Ⅱ | 0.03 以下 | 0.030 |
| 牛窓地先海域 | A | 2 以下 | 2.1～2.3 | 牛窓地先海域 | Ⅱ | 0.3 以下 | 0.17 | Ⅱ | 0.03 以下 | 0.026 |
| 播磨灘北西部 | A | 2 以下 | 2.5～2.6 | 播磨灘北西部 | Ⅱ | 0.3 以下 | 0.16 | Ⅱ | 0.03 以下 | 0.026 |

出典：岡山県環境白書 2024（令和 6 年版）

注）75%値とは、年間の n 個の日間平均値の全データを小さいものから順に並べたとき、0.75×n（その数が整数でない場合は直近上位の整数とする）番目にくるデータを表す。

は環境基準を達成している水域を示す。

## （4）生物相

岡山沿岸の植生については、古来はヤブツバキ、ウバメガシ等の常緑広葉樹が主体であったと推察され、同時に、人為的な管理や環境への適応によって成立したクロマツ林も古くからこの地の景観を形作ってきたものと思われるが、薪炭林（備前市一帯では備前焼燃料源林）としての伐採が進み、その後の植林によってアカマツを主とする二次林が広がった。しかしながら、後のアカマツ等の植林の減少や松枯れの蔓延により、現在の山林はアカマツ林が衰退し、代わってアベマキ、コナラ等の落葉広葉樹林が広がりつつある状況である。なお、常緑広葉樹林は一部の社寺境内や名勝地等にわずかに残るだけとなっている。

学術上価値の高い植物としては、備前市日生町のホウキネズ自生地※1 や高良八幡のウバメガシ林※2,3、鹿久居島の湿原植物群落※3、牛窓八幡の社叢※1,3 などが点在する。

また、一部の海浜等においては、「ハマビシ※4,9,13、ハマナツメ※4,11、ノウルシ※4,11、ハマボウ※4,13、アッケシソウ※4,13、ネコノシタ※4、ケカモノハシ※5、ハマナタマメ※5,13、マツナ※5、コ

ナミキ※5,10、ハマウツボ※5,10,13、ハマニガナ※5、コアマモ※6、ヒゲスゲ※6、アイアシ※6、ナガミノオニシバ※6、イワタイゲキ※6,13、ヒメケフシグロ※6、イソホウキギ※6、マルバアカザ※6、トウオオバコ※6、ナミキソウ※6、ハマゴウ※6、ハマボウフウ※6」などの植物種が見られる。

岡山沿岸の海浜等に生息する動物について、昆虫類では、「ヤマトマダラバッタ※4、キオビクモバチ※4、ウスチャスゲヒメゾウムシ※4、ウスルリモンハナバチ※5、エリザハンミョウ※5、オサムシモドキ※5、ドウイロハマベゴミムシ※5,11、フタテンカメムシ※6、ニッポンハナダカバチ※6,10、キアシハナダカバチモドキ※6,10、ネジロハキリバチ※6、シロスジフトハナバチ※6、キバナガミズギワゴミムシ※6、キバネキバナガミズギワゴミムシ※6,10、キバラハキリバチ※7,11、ヤマトハキリバチ※7、ハマベニクバエ※7」などの確認記録がある。

昆虫類以外の無脊椎動物では、「ヒトハリザトウムシ※6,11、カネココブシ※5,12、アミメキンセンガニ※6、キンセンガニ※6、テナガコブシ※6、マキトラノオガニ※6、スネナガイソガニ※6、スナガニ※6や、トゲノコギリガザミ※7」などが見られる。

爬虫類では、笠岡諸島と瀬戸内海沿岸地域で「アカウミガメ※7,9、アオウミガメ※7,10」などの確認記録がある。

鳥類では、砂浜に生息する「ヘラシギ※4,8、コアジサシ※4,10、シロチドリ※5,10」などのほか、干潟等に集まるガン・カモ類などの生息が確認されているが、玉野市沿岸部のように近年カモ・シギ・チドリ類の群れがあまり見られなくなった箇所もある。

永江川河口、児島湖、瀬戸内市の錦海塩田跡地や味野湾・玉野湾は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省）に選ばれ、絶滅危惧種などの多様な生物相を有する貴重な湿原となっている。

海域では、工事規制等の保護活動が積極的に進められている「カブトガニ※2,4,8、ナメクジウオ※1」などのほか、「スナメリ※4」などの哺乳類、「イタボガキ※4,8、オキアサリ※4、ヤマトシジミ（貝）※4,11」などの生息が確認されている。

漁獲対象となっている主要な海生生物である「ノリ、カキ、シタビラメ（ゲタ）、マダコ、イイダコ、アナゴ、クロダイ（チヌ）、シャコ、ガザミ、サッパ（ママカリ）」などや、海岸付近の浅海域に定着する「メバル、シログチ、カサゴ」などが多く見られる。（カッコ内は地方の呼び方）

魚介類の成育の場として重要な藻場は、県下で 2,168ha 現存しており、そのうちアマモ場が 1,878ha と最も多い※14。また、生態系の維持あるいは水質浄化に重要な役割を担う干潟は、県下で 385ha 現存している※15。現在、岡山県では、魚介類の生息場拡大のため、藻場再生事業に取り組んでいる。

※1：学術上価値の高い生物：「天然記念物緊急調査　岡山県主要動植物地図」（文化庁　1970）

※2：天然記念物－「天然記念物緊急調査　岡山県主要動植物地図」（文化庁　1970）

※3：特定植物群落－「第 5 回自然環境保全基礎調査」（環境省　2000）

※4：絶滅危惧Ⅰ類-「岡山県版レッドリスト 2025」（岡山県 2025）

※5：絶滅危惧Ⅱ類-「岡山県版レッドリスト 2025」（岡山県 2025）

※6：準絶滅危惧-「岡山県版レッドリスト 2025」（岡山県 2025）

※7：情報不足-「岡山県版レッドリスト 2025」（岡山県 2025）　環境条件の変化によって，容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得るが、評価するだけの情報が不足している種

※8：絶滅危惧ⅠA類（CR）－「レッドリスト（2020.3.27 公表）」（環境省）

※9：絶滅危惧ⅠB類（EN）－「レッドリスト（2020.3.27 公表）」（環境省）

※10：絶滅危惧Ⅱ類（VU）－「レッドリスト（2020.3.27 公表）」（環境省）

※11：準絶滅危惧（NT）－「レッドリスト（2020.3.27 公表）」（環境省）

※12：情報不足（DD）－「レッドリスト（2020.3.27 公表）」（環境省）　カテゴリーを判定するための情報が不足している種（現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば絶滅危惧種等になりうるもの）

※13：指定植物－「国立・国定公園における植物の保護対策について」（環境省　2024）

※14：「令和 2 年度岡山県藻場分布状況調査」（岡山県 2020 年）

※15:「平成 27～29 年度瀬戸内海干潟実態調査報告書」（環境省）

## （5）海岸景観

県下最大規模の海水浴場である渋川海岸は、夏季の海水浴だけでなくヨットやウインドサーフィン等にも利用され、日本の白砂青松 100 選や日本の渚・百選、快水浴場百選に選ばれ、日本の原風景の景観である白砂青松を形成している美しい海岸として知られている。

国指定天然記念物の象岩をはじめとする天然の景観資源も多く、日生諸島、牛窓諸島、水島諸島、笠岡諸島などのように静穏で夕日が美しい多島美景観を多く有している。また、岡山県自然環境情報図（環境庁：1995 年）においても、日生湾や片上湾といった溺れ谷や砂浜、砂州及び海食崖など海岸特有の地形が県下の景観資源として多数挙げられている。

## 1.2.2　社会的特性

### （1）人口

岡山沿岸 7 市の人口は約 135.6 万人（令和７年）である。令和２年から令和７年にかけては、全ての市で減少傾向にある。世帯数は令和２年から令和７年にかけて、岡山市、倉敷市、瀬戸内市、浅口市の 4 市で増加、玉野市、笠岡市、備前市で減少している。また、岡山沿岸の 7 市には、岡山県総人口の約 75%が居住している。

※出典：国勢調査（令和２年、令和７年）

### （2）産業

岡山沿岸 7 市の産業構成は、第三次産業の占める割合が高く、岡山市では約 70%を占めている。第二次産業の占める割合は、岡山市が約 20%と最も低く、岡山市と倉敷市、瀬戸内市以外は 30%を超えている。また、農業の割合が最も高いのは瀬戸内市の約８％である。

漁業については、複雑な潮流環境と陸域からの豊富な栄養塩の供給を受け、高い生産性が維持されており、春季から秋季にかけての各種漁船漁業と冬季のノリ・カキ養殖業との複合的な漁業経営が多く見られる。なお、令和５年における海面漁業の漁獲量は約 3,100t で、過去 5 年間で見ると約 2,600t～約 3,200t となっている。また、海面漁業個人経営体数は減少の一途をたどり、平成 25 年から令和５年までの 11 年間で約 37%の減少となっている。

※出典：国勢調査（令和２年）、令和５年岡山県統計年報

### （3）土地利用

岡山沿岸 7 市の総面積は約 1,836km$^2$ で、岡山県全体（約 7,115km$^2$）の約 26%を占めている。市別では岡山市が約 790km$^2$（約 4 割）と最も大きく、次いで倉敷市が約 356km$^2$、備前市が約 258km$^2$、笠岡市が約 136km$^2$ となっている。また、地目別では、林野が約 855km$^2$、耕地以外の可住地が約 828km$^2$、耕地が約 153km$^2$ となっている。

※出典：令和５年岡山県統計年報、2020 年農林業センサス（岡山県版・農林水産省）
統計でみる市区町村のすがた（2025 年版 総務省）

### （4）交通

主要道路網は、国土幹線軸を形成する山陽自動車道、国道 2 号が東西に、県中央で瀬戸中央自動車道、中国横断自動車道岡山米子線が南北に通じ、沿岸には国道 30 号が通じている。また、中国縦貫自動車道や中国横断自動車道姫路鳥取線をはじめ、県南と県北、主要都市間等を連絡する国道 53 号、180 号、313 号等の一般国道を中心として県道等が縦横に配置され、自動車交通網を形成している。

鉄道網は、九州と関西以東の主要都市を結ぶ JR 山陽新幹線が東西を貫いている。また、岡山駅を中心に、瀬戸大橋線や山陽本線、宇野みなと線、赤穂線、津山線、吉備線（桃太郎線）が東西南北に延びている。また、JR 倉敷駅と臨海部の水島工業地帯を結ぶ水島臨海鉄道をはじめ、井原鉄道、智頭急行の事業者による鉄道が運行され、県内の交通網の基幹的な役割を担っている。

航路については、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、水島航路、備讃瀬戸北航路、

備讃瀬戸南航路があり、定期船航路としては東備港、牛窓港、朝日漁港、岡山港、宇野港、児島港、笠岡港の各港から、瀬戸内海の島々や四国を結ぶ旅客船やフェリーが運行されている。

## （5）沿岸利用

主要港湾における令和５年の入港船舶数は、東備港で約 7 千隻、岡山港で約 5.3 千隻、宇野港で約 1.8 万隻、水島港で約 2.5 万隻となっている。

また、岡山県におけるプレジャーボート等の小型船舶在籍船数は令和４年度の調査では約 6.3 千隻である。

岡山沿岸は、古くは大陸との交通の中継地、中世以降は北前船の中継地として発展してきたことから、牛窓や下津井の歴史文化を伝える町並み、大多府漁港の元禄防波堤、牛窓港の一文字防波堤をはじめとする多数の史跡が残っている。また、国指定名勝の鷲羽山、国指定天然記念物のカブトガニ繁殖地や象岩などもある。

さらに、白石踊や唐子踊り、朝鮮通信使行列などの行事、みなとまつりや花火大会などのイベントが開催されている。岡山・香川両県の島々や港を舞台に、３年ごとに開催される「瀬戸内国際芸術祭」は、多くの観光客を集めている。

このほか、レクリエーション施設として海水浴場、キャンプ場、ヨットハーバー等が広く分布している。なお、主な海水浴場である渋川海水浴場は年間 5.8 万人、沙美海水浴場は年間 1.8 万人の利用がある。

※出典：令和５年岡山県統計年報（岡山県）
令和６年度統計表（都道府県用途別在籍船）（日本小型船舶検査機構）
令和６年岡山県観光客動態調査報告書（岡山県産業労働部観光課）

## （6）地域の活動

地域におけるボランティア活動として、海岸の清掃、ゴミ回収等が行われている。

また、岡山県では認定された団体が河川や海岸、道路、公園の一定区間を自らのアダプト（養子にする）とみなし、定期的な清掃・美化活動を行う「おかやまアダプト推進事業」を進めている。これにより、共有財産である河川や海岸、道路、公園への愛着心を深めるとともに、公共施設利用の際のマナー向上を図ることを目指している。

このほか、海浜の清掃活動という“誰もが参加しやすい活動”を通じて、“美しい瀬戸内を守っていく”ことを、参加者をはじめとする多くの人々に訴えていくことを目的とした「リフレッシュ瀬戸内」にも取り組んでいる。

## 1.2.3　海岸災害と防災

### （1）既往災害とその実態

岡山県は地形的に強い風が吹きにくい地域であるが、大きな台風の接近時には気圧の低下による異常潮位や沿岸で最大風速 30m/s 前後の暴風による波浪の被害が発生している。

昭和 29 年の台風第 15 号（洞爺丸台風）では、雨による被害はほとんどなかったが、岡山沿岸で最大風速 24.5m/s を記録し、家屋の倒壊をはじめとする大きな被害とともに、沿岸部に高潮が襲来し、堤防の決壊や著しい浸水被害が発生した。近年では、平成 16 年の台風第 16 号が中心気圧 965hPa、中心付近の最大風速 35m/s の強さで、岡山県を暴風域に巻き込み、気圧低下による吸い上げ効果と強風による吹き寄せ効果に大潮の満潮が重なり、観測史上最高の潮位を観測し、各地で甚大な被害が発生した。さらに、平成 30 年 7 月には台風から変わった湿潤な空気や西日本に停滞した梅雨前線の活動が活発化し、長期間にわたる大雨により倉敷市真備地区などに未曾有の洪水水害が発生した。

津波については、岡山沿岸が瀬戸内海の中央部に位置しており、外海から波が侵入しにくい状況である。検潮記録では、1960 年のチリ地震津波による最大全振幅 21cm という記録があるほか、2010 年の南米西部地震津波では、最大波として 20cm の津波を観測し、2011 年の東北地方太平洋沖地震による津波は、最大波として 10cm を観測している。

また、歴史史料等には、宝永地震（1707 年）では「5 尺（≒1.5m）の高さの津波があり、西大寺（岡山市東区西大寺）、邑久郡神崎村（岡山市東区神崎町）で家屋被害、道路被害があった。」とされている。安政東海・南海地震（1854 年）では「丈余（＝3m強）の海嘯（＝津波）があり、瀬戸内海沿岸の海岸堤防や道路が崩れたり地割れが見られたりした。」とのことである。さらに、昭和南海地震（1946 年）では「1m以下の津波、堤防・道路の損壊多し。」となっている。

**表1.1.2 過去に南海トラフ沿いで発生した地震**

| 地震名 | 発生年 | マグニチュード | 前回地震からの発生間隔 |
|---|---|---|---|
| 慶長地震 | 1605(慶長 5)年 | 8.2 | － |
| 宝永地震 | 1707(宝永 4)年 | 8.4 | 102 年 |
| 安政東海地震 | 1854(嘉永 7)年 | 8.4 | 147 年 |
| 安政南海地震 | 1854(嘉永 7)年 | 8.4 | |
| 昭和東南海地震 | 1944(昭和 19)年 | 7.9 | 90 年 |
| 昭和南海地震 | 1946(昭和 21)年 | 8.0 | 92 年 |

## （2）海岸事業の変遷

岡山県では、昭和 29 年の台風第 15 号（洞爺丸台風）など、大型台風による波浪越波で著しい浸水被害が見られたこともあり、昭和 31 年 12 月に最初の海岸保全区域指定を行った後、護岸、堤防、消波工、突堤、離岸堤などの海岸保全施設の整備を進めている。

海岸事業としては、昭和 45 年度以降、5 次にわたって五箇年計画が策定され、農林水産省農村振興局（旧構造改善局）、農林水産省水産庁、国土交通省港湾局(旧運輸省港湾局)、国土交通省水管理・国土保全局（旧建設省河川局）の関係 4 省庁によって共同で整備が実施されてきた。

平成 8 年度からは第 6 次海岸事業七箇年計画に基づき、異常潮位や大型台風による波浪の浸入、大規模地震にも対応した海岸保全施設の整備や、自然回復のための養浜などが進められてきた。

しかし、平成16年の台風第16号の異常潮位と波浪により、県下において 1 万棟を超える床上・床下浸水被害等が発生した。この災害の発生を受け、岡山県は、「岡山沿岸高潮対策検討委員会」を設置し、高潮災害の実態把握を行うとともに、高潮の特性や発生メカニズム等の技術的検討を行い、今後の円滑かつ総合的な高潮対策の検討を行った。検討委員会では、「今後の高潮災害を防ぐため、台風第16号で観測された既往最高潮位を設計高潮位として、海岸保全施設の整備に努めることが望ましい。」との提言がなされた。

この提言を受け岡山県では、事業実施している地区において、整備済みの施設との整合を図りながら防護ラインの不連続性を解消するとともに、新たに事業を実施する地区では、台風第16号による既往最高潮位を設計高潮位として整備を行うこととしている。

また、令和4年1月に想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性を示した高潮浸水想定区域図※1を公表するとともに、令和8年2月に、最大クラスの津波による浸水の危険性を示した津波浸水想定区域図※2を公表している。令和8年3月には、高潮に対する警戒避難体制の整備促進を図るための高潮浸水想定区域、津波災害を防止するための警戒避難体制を特に整備すべき区域となる津波災害警戒区域の指定を行っている。さらに、水防関係機関の活動基準となる水防警報海岸や、水防活動時に水防団等が重点的に巡視、点検を行う重要水防箇所の追加指定、潮位観測所の改修や増設、潮位や高潮警報等を表示する電光掲示板の新設や既存の道路情報表示板の有効活用など、ソフト面での対策を進めている。

※1：高潮浸水想定の公表先（https://www.pref.okayama.jp/page/758511.html）

※2：津波浸水想定の公表先（https://www.pref.okayama.jp/page/329011.html）

## （３）岡山沿岸に影響を与える津波を伴う地震

岡山沿岸に影響を与える津波を伴う地震としては、東海沖、紀伊半島沖、四国沖の南海トラフ沿いを震源域として繰り返し発生している南海トラフ地震がある。この地震の発生確率は、「今後 30 年以内で 60%～90%程度以上（令和７年１月１日時点）」と近い将来での発生が予測されている（地震調査研究推進本部　南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）について（令和 7 年 9 月 26 日））。

津波に関しては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年 7 月 26 日法律第 92 号）」に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域が指定され、岡山県では岡山沿岸の全市が推進地域となっている。

岡山県では、東北地方太平洋沖地震の発生を受け、「岡山県地震・津波対策専門委員会」を設置し、「岡山県地震・津波対策専門委員会報告（平成23年12月27日）」で、海岸保全施設の整備に関して、多くの提言を受けた。

## 1.3　岡山沿岸の長期的なあり方

### 1.3.1　沿岸のゾーン区分と特徴及び課題

岡山沿岸は海岸線総延長が約 537km と長く、それぞれの地域において特徴のある海岸となっている。したがって、沿岸全体を一定のまとまった特性を持つ地域に区分（ゾーニング）したうえで、この各ゾーンに、これまで整理してきた海岸の現況を整理するとともに、防護、環境、利用の視点から課題の抽出を行った。（表 1.1.3 参照）

ゾーニングにおいては、行政界や地形特性、自然的特性（環境特性、海岸特性）や社会的特性（土地利用特性、海岸利用特性、関連計画）に留意し、一体性のある地域として図 1.1.2 に示すような 12 のゾーンを設定した。




図 1.1.2　ゾーニングの図

表 1.1.3(1)　各ゾーンにおける特徴と課題

| No. | ゾーン名 | 行政区分 | 地形特性等 | 防護 | 環境 | 利用 | 現況の特性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日生・邑久ゾーン | 備前市 | 沿岸部 | 背後の一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 烏泊山（鳥獣保護区）、高良八幡宮のウバメガシ林、溺れ谷、コアジサシ、ハマナツメ、ノウルシ | 民間マリーナ、五味の市、ひなせ みなとまつり、ひなせ かき祭 | 本ゾーンは、岡山沿岸東部の備前市・瀬戸内市に位置し、13 の島々からなる日生諸島がある。2015 年には備前♡日生大橋が開通し、本土と鹿久居島・頭島が結ばれた。カキ養殖が全国的にも有名で、瀬戸内海の穏やかな景観と漁業が息づく地域となっている。日生諸島を含む地域で、水深は概して浅く（10m 以内）、沿岸は溺れ谷と呼ばれる沈降海岸で、屈曲した海岸線と静穏な内海多島美の景観を彩っている。島しょ部には自然海岸が多い。<br>環境面では、CODが環境基準を達成していないが、全窒素及び全リンは、環境基準を達成している。浅い海域には藻場が広がっており、鳥獣保護区や鹿久居島湿原植物群落、高良八幡宮のウバメガシ林、邑久郡塩性湿地等、生物の貴重な生息・生育環境が多数ある。また、スナメリ、ヘラシギ、コアジサシ、ヤマトマダラバッタ、キオビクモバチ、ハマナツメ、ノウルシ、ハマボウ、ネコノシタ等が生息・生育している。鹿久居島及び長島の一般公共海岸では、ウスルリモンハナバチ、マングローブテッポウエビ、ヨモギホンヤドカリ、ハベケブカガニ等が生息している。<br>利用面では、海水浴やキャンプ、潮干狩り、魚釣りといった、豊かな自然環境を活かした体験型観光レクリエーションが行われている。また、カキ養殖や海面漁業も盛んであり、鹿久居島周辺ではアマモ場において再生活動が行われている。備前市の頭島・五味の市周辺や瀬戸内市の莵江海岸、扇海岸ではリフレッシュ瀬戸内による海岸清掃美化活動が行われている。 |
| | | | 島しょ部 | 背後の一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で砂浜の侵食 | 鹿久居島（鳥獣保護区、湿地植物群落）、藻場、多島海、コアジサシ、ハマナツメ、ノウルシ | 外輪・宮の下海水浴場、潮干狩り、島しょ観光、古代体験の郷まほろば、ふれあいの館かぜまち | |
| | | 瀬戸内市 | 沿岸部 | 背後の一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 前泊海岸（自然海浜保全地区）、邑久郡塩性湿地、渡り鳥飛来地、スナメリ、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、ハマナツメ、ハマボウ、ネコノシタ | 虫明の牡蠣祭り | |
| 2 | 備前湾奥ゾーン | 備前市 | 湾奥部 | 背後の一部が市街地、集落、工場地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 烏泊山（鳥獣保護区）、久々井八幡宮のシイ樹林、住吉神社のウバメガシ林、藻場、溺れ谷、コアジサシ、ハマナツメ、ノウルシ | 備前市総合運動公園、備前花火大会、備前焼まつり | 本ゾーンは、備前湾奥の内海に面した地域で、日生諸島が天然の防波堤の役割を果たし、非常に静穏な海域であり、養殖業等に適した地域となっている。人工海岸が多く水深は浅い（10m 以内）。沿岸は溺れ谷と呼ばれる沈降海岸で、背後は市街地や工場地が広がっている。<br>環境面では、CODが環境基準を達成していないが、全窒素及び全リンは、環境基準を達成している。烏泊山鳥獣保護区、久々井八幡宮のシイ樹林、住吉神社のウバメガシ等、生物の貴重な生息・生育環境がある。また、コアジサシ、ハマナツメ、ノウルシ等が生息・生育している。<br>利用面では、魚釣り、カキ養殖などの利用がなされている。備前市（片上）では、おかやまアダプトによる海岸清掃美化活動が行われている。 |
| 3 | 牛窓・宝伝・玉野北部ゾーン | 瀬戸内市 | 沿岸部 | 背後の一部が市街地、集落<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化及び砂浜の侵食 | 西脇（自然海浜保全地区）、前島（鳥獣保護区）、保護水面、牛窓八幡宮の社叢、一文字防波堤、多島海（牛窓諸島） | 牛窓ヨットハーバー、牛窓海水浴場、西脇海水浴場、黒島潮干狩り、瀬戸内牛窓国際交流フェスタ（朝鮮通信使行列）、太刀踊り・唐子踊り | 本ゾーンは、瀬戸内市、岡山市、玉野市に広がる地域で、牛窓周辺は「日本のエーゲ海」と呼ばれる美しい景観が広がっている。また、岡山市から玉野市にかけては、自然海岸が多くなっているが、工業関連施設の立地も見られる。牛窓は水深が深いが（10～20m）、宝伝、玉野北部は水深が比較的浅い（10m 以内）。<br>環境面では、CODが環境基準を達成していないが、全窒素及び全リンは、環境基準を達成している。保護水面（藻場）、鳥獣保護区や牛窓八幡宮の社叢等、生物の貴重な生息・生育環境が多数ある。またスナメリ、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、イタボガキ、ハマナツメ、ハマボウ、ネコノシタ等が生息・生育している。<br>利用面では、古くから海運や海を通した交流文化（町並みや朝鮮通信使行列等）が発達した場所で文化財等も多く、また、カキやノリの養殖や海面漁業も盛んである。瀬戸内市牛窓町（西脇）、岡山市（宝伝、久々井）、玉野市（胸上、沼、田井）では、おかやまアダプトによる海岸清掃美化活動が行われている。 |
| | | 岡山市 | 沿岸部（宝伝） | 背後の一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 宝伝（自然海浜保全地区）、コアジサシ、キオビクモバチ | 犬島キャンプ場 | |
| | | 玉野市 | 沿岸部（玉野北部） | 背後の一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化及び砂浜の侵食 | 鉾島（自然海浜保全地区）、保護水面、藻場、ヘラシギ、キオビクモバチ、ネコノシタ | | |

| No. | ゾーン名 | 課題 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 日生・邑久ゾーン | 防護 | ・沿岸に沿って集落が集まっており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・河川水路からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要<br>・砂浜の消波機能を活かした防護機能の向上が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、ＣＯＤは環境基準を達成する必要がある<br>・生物の貴重な生息・生育環境（自然海浜保全地区、鳥獣保護区、藻場（アマモ場等）、鹿久居島湿地植物群落、高良八幡宮のウバメガシ林、邑久郡塩性湿地、渡り鳥飛来地等）や、生物（スナメリ、ヘラシギ、コアジサシ、ヤマトマダラバッタ、キオビクモバチ、ノウルシ、ハマナツメ、ハマボウ、ネコノシタ等）の保全が必要<br>・鹿久居島及び長島（一般公共海岸が集中）では、ウスルリモンハナバチ、マングローブテッポウエビ、ヨモギホンヤドカリ、ハベケブカガニ等の保全が必要<br>・自然海浜（砂浜）や多島美景観などの保全が必要<br>・元禄防波堤等の史跡等、歴史的町並み景観の保全が必要 |
| | | 利用 | ・五味の市やひなせみなとまつり、ひなせかき祭など、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化活動の推進が必要<br>・海岸利用者と漁業関係者、地元住民との利用調整が必要 |
| 2 | 備前湾奥ゾーン | 防護 | ・平坦な背後地に市街地や工場地が広がっており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、ＣＯＤは環境基準を達成する必要がある<br>・生物の貴重な生息・生育環境（鳥獣保護区、藻場（アマモ場等）、久々井八幡宮のシイ樹林、住吉神社のウバメガシ林等）や、生物（コアジサシ、ハマナツメ、ノウルシ等）の保全が必要<br>・地域を特徴づけている溺れ谷の自然景観の保全が必要 |
| | | 利用 | ・備前花火大会など、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・都市近郊の海岸であり、海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化運動の推進が必要 |
| 3 | 牛窓・宝伝・玉野北部ゾーン | 防護 | ・沿岸に沿って市街地や集落が集まっており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・河川水路からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要<br>・砂浜の消波機能を活かした防護機能の向上が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、ＣＯＤは環境基準を達成する必要がある<br>・生物の貴重な生息・生育環境（自然海浜保全地区、鳥獣保護区、保護水面、藻場（アマモ場等）、牛窓八幡宮の社叢等）や、生物（スナメリ、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、イタボガキ、ハマナツメ、ハマボウ、ネコノシタ等）の保全が必要<br>・西脇、宝伝、鉾島などの自然海浜（砂浜）の保全が必要<br>・一文字防波堤等の史跡等、歴史的町並み景観の保全が必要 |
| | | 利用 | ・マリンリゾート拠点にふさわしい海とのふれあいの場づくりが必要<br>・瀬戸内牛窓国際交流フェスタ（朝鮮通信使行列）や太刀踊り・唐子踊りなど、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・観光拠点にふさわしい海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化活動の推進が必要<br>・海岸利用者と漁業関係者、地元住民との利用調整が必要 |

表 1.1.3(2)　各ゾーンにおける特徴と課題

| No. | ゾーン名 | 行政区分 | 地形特性等 | 防護 | 環境 | 利用 | 現況の特性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 児島湾ゾーン | 岡山市 | 湾奥部（児島湾） | 背後の一部が市街地、集落、農用地、工場地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 金甲山（鳥獣保護区）、渡り鳥飛来地、水門湾のカキ塚、郷土自然保護地域、河口干潟、ビゼンクラゲ、コアジサシ、キオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、オキアサリ、ヤマトシジミ（貝）、永江川河口（重要湿地 500） | 岡山港<br>民間マリーナ | 本ゾーンは、岡山市の児島湾の範囲であり、比較的穏やかな海面となっている。旭川や笹ヶ瀬川等の流入する河川の影響を受け、汽水域が形成されている。岡山港が立地し、内貿貨物の流通拠点、瀬戸内海クルーズ等の交通拠点となっている。また、背後地には碁盤目状の水田地帯が広がっている。水深は浅く（10m 以内）、埋立・干拓地に海抜ゼロメートル以下の低地がある。<br>環境面では、一部海域でＣＯＤ、全リンが環境基準を達成していない。全窒素は環境基準を達成している。水門湾のカキ塚、鳥獣保護区や渡り鳥飛来地、郷土自然保護地域、河口干潟等、生物の貴重な生息・生育環境がある。また、ビゼンクラゲ、コアジサシ、キオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、オキアサリ、ヤマトシジミ（貝）等が生息している。<br>利用面では、民間マリーナを利用した海洋レジャーや、海面漁業が行われている。 |
| 5 | 児島湖ゾーン | 岡山市<br>玉野市 | 湾奥部（児島湖） | 背後の大部分が農用地、一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足 | 児島湖（鳥獣保護区、渡り鳥飛来地）、コアジサシ、キオビクモバチ、ネコノシタ | なださきレークサイドパーク<br>児島湖ふれあい野鳥親水公園<br>自然環境体験公園 | 本ゾーンは、岡山市と玉野市に位置する児島湖で、唯一淡水のエリアであり、農業用水の供給源や周辺干拓地の利水施設としての役割を担っている。水深は浅く（10m 以内）、干拓地に海抜ゼロメートル以下の低地がある。<br>湖岸は概ね人工海岸で、また、岡山市を背後に控えている。<br>環境面では、ＣＯＤ、全窒素、全リンいずれも環境基準を達成していない。<br>鳥獣保護区、渡り鳥飛来地等、生物の貴重な生息・生育環境がある。また、コアジサシ、キオビクモバチ、ネコノシタ等が生息・生育しており、児島湖では環境保全対策に取り組んでいる。<br>利用面では、公園を利用した自然との触れ合いや、魚釣りなどの利用がなされている。岡山市（宮浦）では、おかやまアダプトによる海岸清掃美化活動が、また、児島湖畔では児島湖畔環境保全アダプトにより清掃美化活動が行われている。 |
| 6 | 宇野港ゾーン | 玉野市 | 沿岸部（宇野） | 背後の一部が市街地、工場地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 玉野（鳥獣保護区）、キオビクモバチ、ネコノシタ、玉野湾（重要湿地 500） | 宇野港、田井みなと公園、たまの・港フェスティバル、玉野まつり | 本ゾーンは、玉野市に位置し、宇野港が立地し、天然の良港を生かした港湾・工業・海上交通の拠点を担っている。直島・豊島・小豆島へのフェリーが発着し、近年は、瀬戸内国際芸術祭の玄関口となっている。人工海岸が多く、水深は概して深く（10～20m 以上）、背後は造船関連施設や物流施設、工場や市街地が広がっている。<br>環境面では、ＣＯＤが環境基準を達成していないが、全窒素及び全リンは、環境基準を達成している。鳥獣保護区等、生物の貴重な生息・生育環境がある。また、キオビクモバチ、ネコノシタ等が生息・生育している。<br>利用面では、宇野港等を会場とした祭り・イベントが行われるとともに、魚釣りなどの利用がなされている。また、宇野港は、フェリー航路の運航やクルーズ船の寄港など、岡山県の海の玄関口（旅客）として利用されている。 |

| No. | ゾーン名 | 課題 | |
|---|---|---|---|
| 4 | 児島湾ゾーン | 防護 | ・海抜ゼロメートル地帯と人口が集積する市街地を背後に控えており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要。さらに、水門の維持管理の問題を含めた十分な防護機能の向上が必要<br>・河川水路からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素は環境基準を達成しているが、一部海域でＣＯＤ、全リンが環境基準を達成する必要がある<br>・生物の貴重な生息・生育環境（水門湾のカキ塚、鳥獣保護区、渡り鳥飛来地、郷土自然保護地域、河口干潟等）や生物（ビゼンクラゲ、コアジサシ、キオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、オキアサリ、ヤマトシジミ（貝）等）の保全が必要 |
| | | 利用 | ・都市近郊の海岸であり、海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、海岸愛護や海岸清掃美化運動の推進が必要 |
| 5 | 児島湖ゾーン | 防護 | ・海抜ゼロメートル地帯を背後に控えており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要。さらに、水門の維持管理の問題を含めた十分な防護機能の向上が必要 |
| | | 環境 | ・ＣＯＤ、全窒素、全リンのいずれも環境基準を達成しておらず、水質の改善が必要<br>・生物の貴重な生息・生育環境（鳥獣保護区、渡り鳥飛来地、ヨシ群落など）や生物（コアジサシ、キオビクモバチ、ネコノシタ）の保全が必要 |
| | | 利用 | ・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトや児島湖畔環境保全アダプト等により、海岸愛護や海岸清掃美化活動の推進が必要 |
| 6 | 宇野港ゾーン | 防護 | ・人口が集積する市街地や工業地を背後に控えており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・排水管からの逆流防止対策が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、ＣＯＤは環境基準を達成する必要がある<br>・生物の貴重な生息・生育環境（鳥獣保護区等）や、生物（キオビクモバチ、ネコノシタ等）の保全が必要 |
| | | 利用 | ・たまの・港フェスティバルや玉野まつりなど、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・都市近郊の海岸であり、海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、海岸愛護や海岸清掃美化運動の推進が必要 |

表 1.1.3(3)　各ゾーンにおける特徴と課題

| No. | ゾーン名 | 行政区分 | 地形特性等 | 防護 | 環境 | 利用 | 現況の特性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 児島ゾーン | 玉野市 | 沿岸部（渋川） | 背後の一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>砂浜の侵食による潜堤内の砂移動 | 王子が岳（鳥獣保護区）、自然公園第２種特別地域、渋川海岸（日本の白砂青松100選、日本の渚・百選、海水浴場百選）、キオビクモバチ、ネコノシタ | 渋川海水浴場、ビーチスポーツ | 本ゾーンは、玉野市沿岸の西部から倉敷市の児島地区周辺で、瀬戸大橋が位置し、工業・港湾・観光が共存する地域となっている。児島港周辺では、港湾や工業地帯が立地し、人工海岸が多くなっている。島しょ部には自然海岸が多い。瀬戸内海でも最も干満差の大きい水域で、潮流が速い。備讃瀬戸は水深が深い（10～20m）が湾内は浅い（10m 以内）。<br>環境面では、一部海域でＣＯＤが環境基準を達成していない。全窒素及び全リンは、環境基準を達成している。味野湾に岡山県内屈指の藻場（アマモ場）が広がっており、鳥獣保護区、環境緑地保全地域等、生物の貴重な生息・生育環境が多数ある。また、ナメクジウオ、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、ハマビシ、ネコノシタ、アッケシソウが生息・生育している。<br>利用面では、県内一の利用者がある渋川海水浴場もあり、海水浴やビーチスポーツ、キャンプ、潮干狩り、魚釣りといった、豊かな自然環境を活かした体験型観光レクリエーションが行われている。また、ノリ養殖や海面漁業も盛んである。倉敷市（高室）ではおかやまアダプト、渋川海岸ではリフレッシュ瀬戸内による海岸清掃美化活動が行われている。 |
| | | 倉敷市 | 沿岸部（児島）<br>沿岸部（児島半島） | 背後の大部分が市街地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化及び砂浜の侵食 | 唐琴の浦（自然海浜保全地区）、田の口環境緑地保護地域、鷲羽山（鳥獣保護区、国指定名勝）、六口島の象岩（国指定天然記念物）、多島海、味野湾（重要湿地 500）、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、ハマビシ、アッケシソウ | 鷲羽山・瀬戸大橋、六口島海水浴場<br>魚島フェスティバル | |
| 8 | 水島港ゾーン | 倉敷市 | 沿岸部（水島・玉島） | 背後の大部分が工場地、一部が市街地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 玉島柏島（鳥獣保護区）、渡り鳥飛来地、河口干潟、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、ヤマトシジミ（貝）、ハマビシ、アッケシソウ | 水島港、玉島ハーバーアイランド、水島港まつり | 本ゾーンは、倉敷市の水島・玉島地区周辺で、概ね人工海岸が多く、アジアを中心とした国際物流拠点港湾（水島港）がある。背後は県内屈指の工業地でその背後には人口が集積する市街地が控えている。瀬戸内海でも最も干満差の大きい水域で、水深は概して浅い（10m 以内）。<br>環境面では、ＣＯＤ、全窒素及び全リンは環境基準を達成している。高梁川河口の渡り鳥飛来地等、生物の貴重な生息・生育環境がある。また、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、ヤマトシジミ（貝）、ハマビシ、アッケシソウなどが生息している。<br>利用面では、魚釣りなどの利用がなされておりノリ養殖も盛んである。また、玉島ハーバーアイランドが整備され、国際物流拠点としての機能強化が進められている。 |
| 9 | 沙美・寄島ゾーン | 倉敷市 | 沿岸部（沙美） | 背後の一部が集落<br>広範囲の海岸で天端高不足 | 沙美東（自然海浜保全地区）、沙美海岸（日本の渚・百選）、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、イタボガキ、ハマビシ、アッケシソウ | 沙美東海水浴場、沙美西海水浴場、沙美ビーチバレー大会 | 本ゾーンは、倉敷市と浅口市に位置し、多様な沿岸漁業・養殖が行われている。瀬戸内海でも最も干満差の大きい水域で、水深が浅く（10m 以内）、概ね人工海岸であるが、沙美海岸などの砂浜が点在している。<br>環境面では、ＣＯＤ、全窒素及び全リンは環境基準を達成している。渡り鳥飛来地、河口干潟等、生物の貴重な生息・生育環境が多数ある。また、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、イタボガキ、ハマビシ、アッケシソウ等が生息・生育している。<br>利用面では、沙美海水浴場があり、海水浴やキャンプ、潮干狩り、魚釣りなどの豊かな自然環境を活かした観光レクリエーションが行われている。また、ノリやカキの養殖が盛んである。倉敷市（沙美）では、おかやまアダプト及びリフレッシュ瀬戸内、寄島町青佐鼻海岸ではリフレッシュ瀬戸内による海岸清掃美化活動が行われている。 |
| | | 浅口市 | 沿岸部（寄島） | 背後の一部が集落、農用地<br>広範囲の海岸で天端高不足 | 渡り鳥飛来地（寄島干拓地）、河口干潟、自然公園第２種特別地域、青佐鼻～三郎島海岸のウバメガシ林、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、イタボガキ、ハマビシ、アッケシソウ | 三郎島海水浴場、青佐鼻海岸海水浴場、潮干狩り、アッケシソウ祭り、あさくち花火大会 | |

| No. | ゾーン名 | 課題 | |
|---|---|---|---|
| 7 | 児島ゾーン | 防護 | ・沿岸に沿って市街地が集まっており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・排水管からの逆流防止対策が必要<br>・砂浜の消波機能を活かした防護機能の向上が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、ＣＯＤは環境基準を達成する必要がある<br>・生物の貴重な生息・生育環境（自然海浜保全地区、鳥獣保護区、藻場（アマモ場）、環境緑地保全地域等）や、生物（ナメクジウオ、ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、ヤマトシジミ（貝）、ハマビシ、ネコノシタ、アッケシソウ等）の保全が必要<br>・国指定名勝（鷲羽山）や国指定天然記念物（六口島の象岩）、自然海浜（渋川海岸の白砂青松の砂浜、唐琴の浦等）、優れた景観（渋川・王子が岳景観モデル地区）の保全が必要<br>・下津井の歴史的町並み景観の保全が必要 |
| | | 利用 | ・内海多島美や瀬戸大橋の眺望を確保するなど、観光拠点にふさわしい海とのふれあいの場づくりが必要<br>・魚島フェスティバルや渋川海岸でのビーチスポーツ・各種イベントなど、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・観光拠点にふさわしい海辺への安全で快適なアクセスの確保やバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化活動の推進が必要<br>・海岸利用者と漁業関係者、地元住民との利用調整が必要 |
| 8 | 水島港ゾーン | 防護 | ・沿岸は工業地、その背後には人口が集積する市街地が控えており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・河川水路からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要 |
| | | 環境 | ・水質は比較的良好でそれぞれの環境基準を達成しており、継続的な水質の改善に向けた取り組みが必要である<br>・生物の貴重な生息・生育環境（鳥獣保護区、渡り鳥飛来地、河口干潟等）や、生物（ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、ハマビシ、アッケシソウ等）の保全が必要 |
| | | 利用 | ・都市近郊の海岸であり、海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・水島港まつりなど、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、海岸愛護や海岸清掃美化運動の推進が必要 |
| 9 | 沙美・寄島ゾーン | 防護 | ・沿岸に沿って集落が集まっており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・河川水路、排水管からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要<br>・砂浜の消波機能を活かした防護機能の向上が必要 |
| | | 環境 | ・水質は比較的良好でそれぞれの環境基準を達成しており、継続的な水質の改善に向けた取り組みが必要である<br>・生物の貴重な生息・生育環境（自然海浜保全地区、渡り鳥飛来地、河口干潟等）や、生物（ヘラシギ、コアジサシ、キオビクモバチ、イタボガキ、ハマビシ、アッケシソウ等）の保全が必要<br>・自然海浜（沙美海岸、三郎島）の保全が必要 |
| | | 利用 | ・沙美ビーチバレー大会、アッケシソウ祭り、あさくち花火大会など、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・観光拠点にふさわしい海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化運動の推進が必要<br>・海岸利用者と漁業関係者、地元住民との利用調整が必要 |

表 1.1.3(4)　各ゾーンにおける特徴と課題

| No. | ゾーン名 | 行政区分 | 地形特性等 | 防護 | 環境 | 利用 | 現況の特性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 笠岡湾口ゾーン | 笠岡市 | 沿岸部（カブトガニ繁殖地） | 背後の一部が集落、農用地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化及び砂浜の侵食 | カブトガニ繁殖地（国指定天然記念物）、河口干潟、ハマビシ | カブトガニ博物館(恐竜公園) | 本ゾーンは、笠岡市沿岸で、干潟が分布し、全国的にも知られるカブトガニの生息地となっている。瀬戸内海でも最も干満差の大きい水域で、水深が浅く（10m 以内）、概ね人工海岸となっている。<br>環境面では、ＣＯＤが環境基準を達成していないが、全窒素及び全リンは環境基準を達成している。カブトガニ繁殖地、河口干潟等、生物の貴重な生息・生育環境が多数ある。また、ハマビシが生育している。<br>利用面では、カブトガニ博物館や恐竜公園等の海岸沿いの施設の利用、魚釣りなどに利用されている。また、ノリ養殖が盛んである。<br>笠岡市（夏目、鳥ノ江、天神）では、おかやまアダプト、カブトガニ繁殖指定地内及び周辺海岸でのリフレッシュ瀬戸内による海岸清掃美化活動が行われている。 |
| 11 | 笠岡湾奥ゾーン | | 湾奥部 | 背後の一部が市街地、集落、工場、農用地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化 | 古城山（鳥獣保護区）、渡り鳥飛来地、ハマビシ | 笠岡総合スポーツ公園、道の駅笠岡ベイファーム、笠岡港まつり、金浦のヒッタカ、金浦のおしぐらんご | 本ゾーンは、笠岡市の湾奥部で、岡山県最西部に位置する笠岡港があり、県西部地域の貨物の集積地として重要な役割を担っている。瀬戸内海でも最も干満差が大きく、水深は比較的浅い（10m 以内）。人工海岸が多く、背後地に海抜ゼロメートル以下の干拓地や市街地等が広がっている。<br>環境面では、環境基準点は存在しないが、閉鎖性の強い海域であり、水質が悪い。鳥獣保護区、渡り鳥飛来地等、生物の貴重な生息・生育環境がある。また、ハマビシが生育している。<br>利用面では、道の駅 笠岡ベイファームや笠岡総合スポーツ公園等の施設の利用、魚釣りなどに利用されている。<br>笠岡市（カブト・拓海）では、おかやまアダプトによる海岸清掃美化活動が行われている。 |
| 12 | 笠岡諸島ゾーン | | 島しょ部 | 背後の一部が集落、農用地<br>広範囲の海岸で天端高不足<br>一部の海岸で施設の老朽化及び砂浜の侵食 | 北木島楠、北木島西の浦（自然海浜保全地区）、白石島の鎧岩（国指定天然記念物）、真鍋中学校（鳥獣保護区）、白石島（鳥獣保護区、国指定名勝）、高島（国指定名勝）、保護水面、藻場、多島海（笠岡諸島）、スナメリ、ヤマトマダラバッタ、イタボガキ、ハマビシ | 白石島・楠・下浦・高島・真鍋島海水浴場、潮干狩り、島しょ観光、白石踊、真鍋島の走り神輿 | 本ゾーンは、岡山県西南部の笠岡市沖に点在する島々で、瀬戸内海の多島美景観を代表する地域の一つである。笠岡諸島の多くは花崗岩で形成され、特に北木島は全国的に有名な石材産地である。瀬戸内海でも最も干満差が大きく、水深は概して深い（10～20m）。<br>環境面では、ＣＯＤが環境基準を達成していないが、全窒素及び全リンは環境基準を達成している。藻場や干潟、砂浜などの自然海岸が多く分布しており、生物の貴重な生息・生育環境が多数ある。また、白石島の鎧岩、大飛島の砂州など貴重な地形、内海多島美の景観などを多数有している。また、スナメリ、ヤマトマダラバッタ、イタボガキ、ハマビシ等が生息・生育している。<br>利用面では、海水浴や潮干狩り、キャンプ、釣りなど自然と親しむレクリエーション活動が盛んである。また、ノリやカキの養殖や海面漁業が盛んであり、白石島ではアマモ場の再生活動（播種）が行われている。北木島（豊浦東、大浦）では、おかやまアダプトによる海岸清掃美化活動が行われている。 |

| No. | ゾーン名 | 課題 | |
|---|---|---|---|
| 10 | 笠岡湾口ゾーン | 防護 | ・沿岸に沿って市街地や集落が集まっており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・河川水路からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、ＣＯＤは環境基準を達成する必要がある<br>・国指定天然記念物（カブトガニ繁殖地等）や生物の貴重な生息・生育環境（河口干潟等）、生物（カブトガニ、ハマビシ等）の保全が必要 |
| | | 利用 | ・沿岸の自然環境（カブトガニ繁殖地）を活かした、環境体験学習の推進が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化運動の推進、カブトガニ保護に取り組む団体の支援が必要 |
| 11 | 笠岡湾奥ゾーン | 防護 | ・海抜ゼロメートル地帯と人口が集積する市街地を背後に控えており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要。さらに、水門の維持管理の問題を含めた十分な防護機能の向上が必要<br>・河川水路からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要 |
| | | 環境 | ・閉鎖性の強い海域であることから水質が悪く、水質の改善が必要<br>・生物の貴重な生息・生育環境（鳥獣保護区、渡り鳥飛来地等）や、生物（ハマビシ等）の保全が必要 |
| | | 利用 | ・笠岡港まつり、金浦のヒッタカ、金浦のおしぐらんごなど、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・都市近郊の海岸であり、海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化運動の推進が必要 |
| 12 | 笠岡諸島ゾーン | 防護 | ・沿岸に沿って集落が集まっており、高潮・津波から住民の生命・財産を守るためハード・ソフト両面における高潮・津波対策が必要<br>・河川水路からの逆流を防止するための防護機能の確保が必要<br>・砂浜の消波機能を活かした防護機能の向上が必要 |
| | | 環境 | ・全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、ＣＯＤは環境基準を達成する必要がある<br>・生物の貴重な生息・生育環境（自然海浜保全地区、鳥獣保護区、保護水面、藻場（アマモ場等））や、生物（スナメリ、ヤマトマダラバッタ、イタボガキ、ハマビシ等）の保全が必要<br>・国指定天然記念物（白石島の鎧岩）、国指定名勝（白石島、高島）や自然海岸、大飛島の砂州、多島美景観の保全が必要 |
| | | 利用 | ・沿岸の自然環境を活かした、人と自然、人と人の交流を促進する、海洋性レクリエーション拠点にふさわしい海とのふれあいの場づくりが必要<br>・白石踊、真鍋島の走り神輿など、海辺の祭りやイベントを活用し、海と親しむ機会づくりが必要<br>・海辺への安全で快適なアクセスの確保や海岸のバリアフリー化が必要<br>・海岸利用者のモラル・マナー向上が必要<br>・おかやまアダプトやリフレッシュ瀬戸内等により、引き続き、海岸愛護や海岸清掃美化活動の推進が必要<br>・海岸利用者と漁業関係者、地元住民との利用調整が必要 |

## 1.3.2　岡山沿岸の長期的な課題

**＜気候変動の影響への対応＞**

気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等により、沿岸地域における高潮等による被害の激甚化・頻発化が懸念されている。また、平均海面水位の上昇は、海岸の侵食につながり、越波の増大等を引き起こすだけでなく、海岸の利用や環境にも大きな影響を与える。

そのため、将来にわたって防護機能が発揮されるよう、将来想定される気候変動による海面上昇や外力の変化等を見据えた海岸保全の取組へ転換していく必要がある。

### （1）　海岸の防護に係る課題

**＜海岸保全施設の防護機能の向上＞**

台風等に伴う高潮や地震に伴う津波から背後地を「防護」するため、水門等の適正管理を含めた海岸保全施設等の防護機能の向上について、万全の対策を講じる必要がある。

岡山沿岸は歴史的に早くから干拓・埋立てが行われたことから、海岸保全施設の老朽化等により整備が必要な箇所も見られるため、今後、海岸保全施設の老朽化調査に基づき、海岸保全施設の維持補修などの対策を行う必要がある。また、海岸保全施設の未整備箇所や天端高の不足箇所については、海岸保全施設の新設や嵩上げなど防護機能の向上を図る必要があり、河川水路からの逆流に対しても、水門等の設置など防護機能の向上を図る必要がある。

岡山沿岸に被害をもたらす地震・津波については、その特徴を的確に把握し、それらによる被害状況を適切に予測した上で、必要に応じて海岸保全施設の嵩上げ・耐震点検や補強等を行い地震・津波に対して機能が失われない対策を図る必要がある。また、堤防等の粘り強い構造の検討をする必要がある。

さらに、砂浜の減少などが見られる海岸については、海岸環境の保全や防災機能の向上の観点からも砂浜の保全・回復を図る必要がある。

**＜災害時の情報提供などソフト面での対策強化＞**

海岸保全施設整備には長期間を要し、整備完了後も全てのリスクがなくなる訳ではない。台風等に伴う高潮や地震に伴う津波による災害に備えるためには、ハード面だけでなく、地域の防災意識の向上をはじめとする人的取組などのソフト面からの対応が不可欠であり、災害による被害を最小限にとどめるため、地域住民と行政が一体となった協力体制づくりが必要である。このため、災害時の情報収集・提供体制や緊急時における適切な水防活動、避難誘導などを、地域防災計画に基づき地域と協力して実施できる体制の確保に努める必要がある。

＜関係者と連携した一体的な整備の推進＞

台風等に伴う高潮や地震に伴う津波への対策は、民間所有の海岸施設からの浸水も含めて一体的な整備をする必要があるため、この施設の所有者や管理者に対して高潮・地震・津波に関する新たな知見等の情報提供や施設整備に関する助言等を行うなどして、引き続き協議を行い、対策を進めていく必要がある。

## （２）　海岸環境の整備と保全に係る課題

＜優れた自然環境の保全・継承＞

岡山沿岸の自然海岸や砂浜、干潟、藻場、浅場などは、生物の貴重な生息・生育環境の場となっており、カブトガニをはじめ岡山沿岸特有の生息・生育環境に依存した固有の生物も多く存在している。また、ほとんどの海面や一部の陸域が瀬戸内海国立公園に、一部の海岸が自然海浜保全地区に指定されるなど、その保全に努めている。

しかしながら、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因による海岸侵食の進行などにより、これらの優れた自然環境は次第に減少しているため、生物の貴重な生息・生育環境を保全するとともに、水質の改善や岡山沿岸の優れた自然環境の保全に努め、次世代へ継承していく必要がある。

＜地域の特色ある海辺景観の保全＞

岡山沿岸には、国指定天然記念物の象岩をはじめ、日本の白砂青松 100 選などに選ばれた渋川海岸、笠岡諸島や日生諸島の静穏な多島美景観や、瀬戸内海運の要衝として栄えてきた牛窓などの古い町並みや大多府漁港の元禄防波堤のような史跡など、多くの人に親しまれる優れた海辺の景観が形成されている。これらの景観は、地域住民にとって地域への愛着や誇りを育む大切な要素であり、来訪者にとっては魅力ある地域を構成する重要な要素である。そのため、岡山沿岸を特徴づけ、シンボルとなっている優れた自然景観や古い町並み景観を県民共有の財産として保全するとともに、沿岸の魅力を活かした愛着を育む景観づくりに努める必要がある。

## （３）海岸における公衆の適正な利用に係る課題

＜地域の要請に応えた魅力と特色ある海辺づくり＞

岡山沿岸には、海水浴やキャンプ、潮干狩りなど、海と触れ合うことができる身近で貴重な空間が存在している。一方、価値観の多様化、環境意識や心の豊かさへの要求の高まり、自由時間の増大といった近年の社会変化の流れの中で、いきいきとした時間を過ごすことができる、人々に開かれた魅力的な海岸がますます求められている。

このため、それぞれの地域の特性を活かし、観光・レクリエーション需要に応える、賑わいのある開かれた海辺づくりが必要である。また、開かれた海岸とするため、海辺への安全で快適なアクセスの確保やバリアフリー化に努める必要がある。

＜地域に根づく行事・体験活動の場づくり＞

岡山沿岸には、瀬戸内航路の港町として栄えた町並みが点在している。沿岸は白石踊などの伝統行事や、みなとまつり、各種イベントの空間などとして利用されてきており、これまで地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。

このため、海との関わりの中で地域の生活文化を育んできた風土を保全し、次世代へ継承するとともに、来訪者にとっても地域に根づいた魅力ある行事や体験活動が行える場として積極的に利用することが必要である。

＜安全で快適な海辺づくり＞

岡山沿岸では、プレジャーボートや水上バイク等による海岸利用が多く見られるなど、利用の多様化が進むとともに、放置艇やゴミの増加、騒音、利用者間のトラブル発生の危険性、また、利用者のモラル低下に起因する海岸の汚損や漁場の荒廃などの問題が発生しており、改善を望む声が大きい。

このため、地域住民やボランティアと連携・協力して、海岸利用者へのモラルやマナーの意識啓発に取り組む必要がある。また、県民が積極的にボランティア活動へ参加できるようボランティアに関する情報の収集・提供、交流機会の創出や、沿岸各地で行われている海岸清掃等の活動の支援などを行っていく必要がある。さらに、様々な利用の活動特性に応じて海域や海岸を使い分けるなど、利用者の安全性を確保し、海と触れ合う特色のある空間等の形成を図る必要がある。

また、岡山県では岡山沿岸の快適な海辺を維持するため、アダプト制度の導入やリフレッシュ瀬戸内への参加による地域住民等との連携・協力により清掃美化活動等を推進している。今後とも継続的にこれらの活動を支援していく必要がある。

### 1.3.3　岡山沿岸の海岸保全の方向性

前述の岡山沿岸全体における課題を受け、岡山沿岸の海岸保全の方向性を次のように設定する。

＜海岸保全の方向性＞

■海岸の防護

＜安全で快適に生活できる海岸づくりを進める＞

古来より続いてきた沿岸での生活を災害から守るとともに、海抜ゼロメートル干拓地の安全を確保し将来に継承していくため、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算した上で、海岸保全施設の機能不足の解消、安全性の向上に努め、安心して快適に生活できる海岸づくりを進める。

＜地域と一体となった防災体制づくりを進める＞

災害発生時などの緊急対応のため、地域住民と行政が一体となって協力する体制づくりを進めるとともに、迅速な情報提供や避難誘導などソフト面での対策を推進し、安全性の向上に努める。

■海岸環境の整備と保全

＜貴重な自然を守り、失われた自然環境の回復に努める＞

岡山沿岸の貴重な自然環境の保全に努める。また、多様な生態系を育む自然海岸や砂浜、干潟、藻場、浅場の保全・回復を図り、気候変動の影響による汀線後退に伴い、砂浜が減少することを考慮した上で、人と自然とが共生できる海辺づくりに努める。

＜瀬戸内特有の美しい海辺景観の保全に努める＞

岡山沿岸特有の内海多島美や白砂青松の風景、海岸にまつわる様々な歴史的・文化的資源を活かした景観の保全に努める。

■公衆の適正な利用

＜豊かな自然や歴史文化にふれ、楽しみ、学び、継承する海辺づくりをめざす＞

地域の祭りや行事などへの参加、自然の体験や観察学習など、水辺と触れ合うことのできる親しみのある海辺や、多様な海洋性レクリエーションを楽しむことができる開かれた海辺の創出を目指す。

＜地域と連携し、安全で快適な海辺づくりを進める＞

地域と連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや啓発活動などを推進していく。また、地域住民等と連携、協力して清掃美化活動に取り組む「おかやまアダプト推進事業」や「リフレッシュ瀬戸内」を推進し、美しい海辺の保全に努める。

＜テーマ＞

人も自然もいきいき暮らす、晴れやかな海辺づくり

## 2　海岸の防護に関する事項

国が定めた海岸保全基本方針に基づき、海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施する施策の内容を定める。

岡山沿岸は強い台風の来襲は少ないが、湾口が南側に開いており湾奥に人口・資産が集中しているところが多いことから、強い台風が来襲した場合の高潮災害や南海トラフの巨大地震等に伴う津波災害の発生に備え、安全な海岸づくりを進める必要がある。

### 2.1　防護の目標

### 2.1.1　防護目標

#### （1）高潮、津波に対する防護目標

##### ①高潮

気候変動の影響による海面水位の上昇や外力の長期変化量を適切に推算した上で、高潮による浸水被害から背後地を守ることを防護目標とする。

防護のための海岸保全施設の高さについては、２℃上昇シナリオに基づく 2100 年時点の外力の長期変化量を踏まえた設計高潮位、設計波浪等にて設定する。

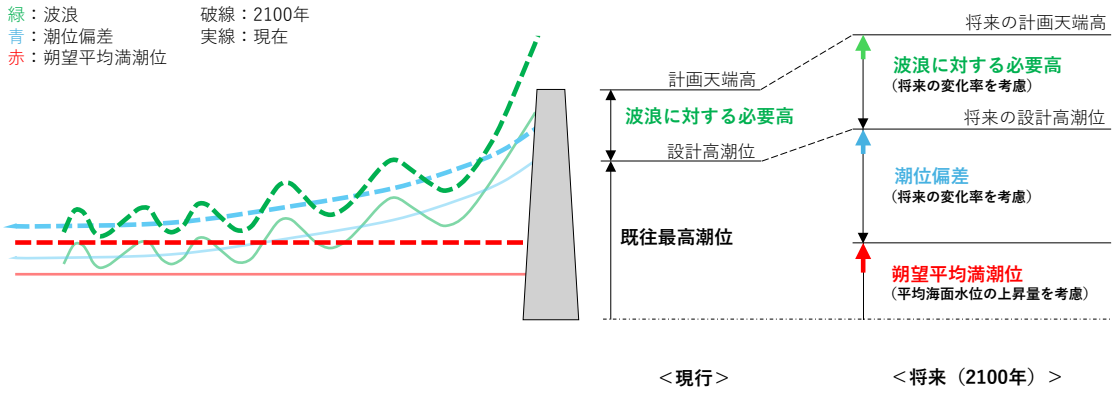


図 1.2.1　気候変動に伴う外力変化のイメージ

**＜将来気候下における設計高潮位＞**

将来気候下の設計高潮位は、2100 年時点の平均海面水位の上昇を考慮した朔望平均満潮位に、将来気候下の潮位偏差を加えたものとして推算した。

平成 16 年台風第 16 号を基本とした２℃上昇シナリオの設計高潮位は、現行計画値より 13cm～78cm 上昇することとなる。

表1.2.1　設計高潮位

| | ゾーン名 | 市名 | 潮位（設計高潮位） | 計画代表堤防高 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 日生・邑久 | 備前市、瀬戸内市 | T.P.+2.78m、T.P.+2.85m | T.P.+3.5～5.0m、T.P.+3.5～6.0m |
| 2 | 備前湾奥 | 備前市 | T.P.+2.78m | T.P.+4.0～5.0m |
| 3 | 牛窓・宝伝・玉野北部 | 瀬戸内市<br>岡山市<br>玉野市 | T.P.+2.85m<br>T.P.+3.04m<br>T.P.+3.03m | T.P.+4.0～5.0m<br>T.P.+3.5～5.5m<br>T.P.+3.5～5.5m |
| 4 | 児島湾 | 岡山市 | T.P.+3.04m | T.P.+3.5～5.0m |
| 5 | 児島湖 | 岡山市、玉野市 | T.P.+1.71m | T.P.+3.5m |
| 6 | 宇野港 | 玉野市 | T.P.+3.03m | T.P.+4.0～4.5m |
| 7 | 児島 | 玉野市、倉敷市 | T.P.+3.03m、T.P.+3.28m | T.P.+5.0m、T.P.+5.0～6.0m |
| 8 | 水島港 | 倉敷市（水島地区）<br>倉敷市（玉島地区） | T.P.+4.00m<br>T.P.+3.87m | T.P.+5.0～6.0m<br>T.P.+4.5～5.5m |
| 9 | 沙美・寄島 | 倉敷市、浅口市 | T.P.+3.87m | T.P.+5.5～7.0m |
| 10 | 笠岡湾口 | 笠岡市 | T.P.+3.95m | T.P.+4.5～6.0m |
| 11 | 笠岡湾奥 | 笠岡市 | T.P.+3.95m | T.P.+4.5～6.5m |
| 12 | 笠岡諸島 | 笠岡市 | T.P.+3.95m | T.P.+5.0～6.5m |

**＜将来気候下における設計波（波浪に対する必要高）＞**

将来気候下における設計波は、2100 年時点の台風の強大化を考慮して推算した、設計風速及び設計波高の変化率 1.02 をもとに設定する。

現行計画が設計風速で決定している海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管、港湾局所管、農林水産省農村振興局所管）については、現在の設計風速 24m/s に将来の変化率 1.02 を乗じて、将来気候下における設計風速は 24.5m/s となる。

現行計画が 30 年確率波浪で決定している海岸（農林水産省水産庁所管）については、30 年確率波高に将来の変化率 1.02 を乗じて、将来気候下における設計波高を設定する。

**＜参考＞**

２℃上昇シナリオ（RCP2.6）とは、将来の気候変動を予測する際の一つのシナリオであり、21 世紀末の世界平均気温が、工業化以前（1850～1900 年）と比べて 0.9～2.3 度上昇する可能性の高いシナリオのことである。パリ協定の２℃目標が達成された世界で生じ得る気候の状態に相当する。

なお、追加的な緩和策を取らなかった世界で生じ得る気候の状態として、４℃上昇シナリオ（RCP8.5）が示されている。

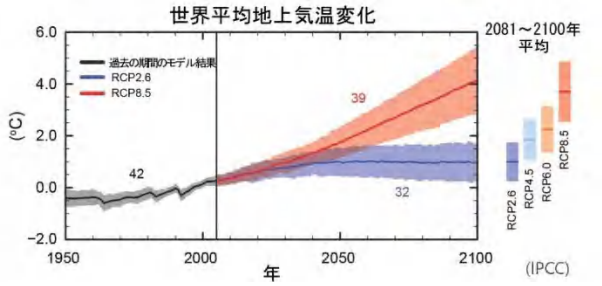


図 1.2.2　世界平均地上気温変化（２℃シナリオと４℃シナリオ）

参照：日本の気候変動 2025　文部科学省　気象庁

## ②津波

比較的発生頻度の高い津波が発生したとしても、浸水被害から背後地を守ることを防護目標とする。

なお、防護する海岸保全施設の高さは、現在気候下の設計津波水位を基本に、２℃上昇シナリオに基づく 2100 年時点の平均海面水位の上昇量を加えたものとする。

表1.2.2　設計津波水位

| ゾーン名 | 市名 | 頻度の高い津波(※)<br>設計津波水位(※) | 最大クラスの津波(※)<br>（参考） |
|---|---|---|---|
| 1 日生・邑久 | 備前市、瀬戸内市 | T.P.+3.0m、T.P.+3.2m | T.P.+3.3m、T.P.+3.6m |
| 2 備前湾奥 | 備前市 | T.P.+2.8m | T.P.+2.8m |
| 3 牛窓・宝伝・玉野北部 | 瀬戸内市<br>岡山市<br>玉野市 | T.P.+2.9m<br>T.P.+2.9m<br>T.P.+3.0m | T.P.+3.6m<br>T.P.+3.3m<br>T.P.+3.4m |
| 4 児島湾 | 岡山市 | T.P.+2.7m | T.P.+3.2m |
| 5 児島湖 | 岡山市、玉野市 | T.P.+2.3m | T.P.+3.0m |
| 6 宇野港 | 玉野市 | T.P.+3.0m | T.P.+3.3m |
| 7 児島 | 玉野市、倉敷市 | T.P.+2.5m、T.P.+2.9m | T.P.+2.7m、T.P.+3.4m |
| 8 水島港 | 倉敷市（水島地区）<br>倉敷市（玉島地区） | T.P.+3.2m<br>T.P.+3.0m | T.P.+3.4m<br>T.P.+3.4m |
| 9 沙美・寄島 | 倉敷市、浅口市 | T.P.+2.9m、T.P.+2.9m | T.P.+3.1m、T.P.+3.2m |
| 10 笠岡湾口 | 笠岡市 | T.P.+3.0m | T.P.+3.1m |
| 11 笠岡湾奥 | 笠岡市 | T.P.+3.4m | T.P.+3.7m |
| 12 笠岡諸島 | 笠岡市 | T.P.+3.4m | T.P.+3.7m |

### ※頻度の高い津波と最大クラスの津波

「中央防災会議・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（平成 23 年９月）において提言された、今後の津波対策を構築するにあたり想定する必要がある二つのレベルの津波。

頻度の高い津波　；人命保護に加え、住民の財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めていく上で対象とする津波。（設計津波と呼ばれ、数十年から百数十年に一度程度で発生すると想定される津波の集合を選定したもの。）

「東南海・南海地震等に関する専門調査会（中央防災会議）」（平成 15 年 12 月内閣府）で推計された津波高に、2100 年時点の平均海面水位の上昇量と岡山沿岸で推計されるせり上がり高（20cm）を加えた高さ。

最大クラスの津波；住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とり得る手段を尽くした総合的な津波対策を確立する上で対象とする津波。

「南海トラフの巨大地震モデル」（内閣府）を基に「岡山県津波浸水想定」（令和８年２月 岡山県危機管理課）で想定されたパターン①、パターン②の津波の高さを比較し、最大値を明記した。

（パターン①；地震動により堤防等が機能しなくなる場合）

（パターン②；津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合）

### （2）海岸侵食に対する防護目標

海岸侵食による被害からの防護については、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮しながら、「予測とモニタリングを重視した予防保全型の砂浜管理」を行うことを防護目標とする。防護に寄与する砂浜で既に侵食が進行している海岸等にあたっては、養浜等により砂浜の保全・回復を図ることを検討する。

**＜参考＞**

岡山沿岸において推定される気候変動の影響による海面上昇に伴う砂浜の減少量は、0.07km$^2$（平均減少幅 3m）という試算結果※がある。

※ Bruun 則による汀線後退量（海面上昇による水没および波浪による侵食）を岡山沿岸平均で約 3m と推定し、岡山沿岸の砂浜延長約 24km（海岸統計）を乗じて算出した面積。

## 2.1.2　防護すべき地域

岡山沿岸において防護すべき地域は、「高潮及び津波が来襲した場合に浸水するおそれのある地域」とする。また、侵食に対して防護すべき地域は「防護を行わない場合、侵食されるおそれのある地域」とする。

## 2.2　防護の目標を達成するための施策

**＜安全で快適に生活できる海岸づくりを進める＞**

**●高潮、津波対策の推進**

岡山沿岸において、将来にわたって台風等に伴う高潮や地震に伴う津波から背後地を「防護」するため、海岸保全施設の未整備区間や既存の海岸保全施設が所定の水準を満足出来ていない区域について、浸水の危険性が高く、緊急に防護が必要で、投資効果が高い箇所から、計画的な海岸保全施設の新設、天端高の嵩上げ及び離岸堤などの防護機能の向上を図っていくこととする。

平成 16 年台風第 16 号により浸水被害の発生した民間所有の海岸施設及び南海トラフの巨大地震に伴い発生する津波浸水の可能性がある民間所有の海岸施設については、それぞれの施設の所有者や管理者に対して高潮・地震・津波に関する新たな知見等の情報提供や施設整備に関する助言等を行うなどして、引き続き協議を行い、対策を進める。

内水対策については、内水管理者が適切に対策を実施できるよう協議を行うものとする。

**●地震・液状化対策の推進**

岡山沿岸の海岸保全施設の耐震対策については、施設の供用期間中に１～２度発生する確率を有する地震動（レベル１地震動）に対して所要の構造の安全を確保し、かつ、海岸保全施設の機能を損なわないことを目的として実施するものとする。なお、施設の機能及び構

造、施設背後地の重要度、地盤高、当該地域の地震活動等に基づいて、より高い耐震性能が必要と判断されるものに係る耐震対策は、現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル２地震動）に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな機能の回復が可能となることを目的として実施するものとする。

また、設計津波を生じさせる地震がレベル１地震動を超える強度の場合においても、これに対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後に来襲する津波に対して所要の構造の安全を確保するとともに海岸保全施設の機能を損なわないものとする。

岡山県の海岸保全施設の液状化対策については、レベル１地震動及び設計津波を生じさせる地震の地震動に対して液状化の検討を行い、必要に応じて液状化対策を実施するものとする。なお、レベル２地震動に対しては、レベル２地震動に対する変形照査の結果、施設の重要度を考慮の上、要求される耐震性能を満足する断面への変更、液状化対策も含めた検討を行い、必要に応じて対策を実施するものとする。

**●津波に対する粘り強い構造の推進**

「岡山県地震・津波対策専門委員会報告（平成 23 年 12 月 27 日）」で提言を受けた海岸保全施設の「粘り強い構造」については、海岸利用等の観点から施設天端高が低く、越流のおそれがある場合などにおいて、必要に応じて、背後地の状況を踏まえながら、検討を進めていくこととする。

**●侵食対策の推進**

優れた景観や豊かな自然環境を有する砂浜、防護に寄与する砂浜等については、予防保全型の砂浜管理のために、継続的なモニタリングや将来変化の予測に基づく対策を検討する。なお、砂浜の回復が必要な海岸では、サンドリサイクルや養浜等を行うとともに、護岸・離岸堤・養浜などの施設を面的に配置した面的防護方式を採用するなど、長期的な侵食対策についても検討する。

**●適切な維持管理・更新の推進**

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中で、長寿命化計画に基づき適切な時期に巡視又は点検を実施し、予防保全の考え方を踏まえた計画的かつ効果的な維持又は修繕を行う。

さらに、水門等については、関係機関と協議しながら適切な維持管理とともに逆流防止に努める。

**＜地域と一体となった防災体制づくりを進める＞**

**●地域との連携による総合的な対策の推進**

災害による被害を最小限にとどめるため、岡山県及び関係市町の地域防災計画に基づき、地域住民と行政が一体となった協力体制づくりを推進する。このため、高潮想定区域や津波災害警戒区域の指定等を踏まえ、適切な避難の実現に向けた迅速な情報伝達、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、都市計画等のまちづくりとの連携や土地利用の調整など、ハード

面とソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策に努める。

**●防災知識の普及及び防災意識の高揚、避難体制づくりの推進**

高潮や最大クラスの津波の被害想定を踏まえ、水防、避難等の訓練実施の支援などを行い、避難路や避難場所を周知するとともに防災知識の普及に努める。また、関係市町が行う津波や高潮のハザードマップの作成、地域特性を考慮した津波避難計画・地区防災計画の策定促進などにより、地域住民の防災意識の高揚に努め、災害に強い地域づくりを進める。

海岸保全施設の整備により、高潮や津波等の災害に対して、全てのリスクがなくなることは現実的にはなく、行政による公助はもとより、「自分の身は自分で守る」ことを念頭に置いた個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の精神の普及啓発が必要であり、リスクコミュニケーションを地元住民と一緒に進める。

さらに、気候変動の影響によって海面水位の上昇や高潮等が強大化するおそれがあることの周知を図り、住民一人ひとりの防災意識の高揚や地域防災力の強化を促す。

# 3　海岸環境の整備及び保全に関する事項

## 3.1　海岸環境の整備及び保全のための施策

### ＜貴重な自然を守り、失われた自然環境の回復に努める＞

#### ●貴重な自然環境の保全

岡山沿岸の砂浜、干潟、藻場、浅場などの自然海岸は貴重な環境資源であり、そこに生息・生育する海生生物だけでなく、そこを生活空間の一部とする陸域の生物にとっても重要な生息･生育空間となっている。これらの貴重な自然環境を良好な状態で次世代へ継承していくため、海岸保全施設の整備に当たっては、こうした生物の生息・生育の場などとしての自然環境の保全に配慮する。

特に、離岸堤や潜堤、人工リーフ、砂浜等の海岸保全施設は、コンクリートブロックや石材の隙間、凹凸部分が多様な生物の生息・生育の場となり得ることから、自然環境に配慮した整備として進める。

また、一般公共海岸も含めて、海岸法に基づく適正な管理に取り組み、自然環境の保全に努める。

#### ●失われた自然環境の回復

閉鎖性海域である瀬戸内海では、以前から水質の改善が課題となっており、流入負荷対策を中心に水質改善について様々な取組が行われている。干潟や砂浜などの自然海岸には水質を改善する機能があり、水質の改善に対してこうした自然海岸の果たす役割は大きい。

そのような中、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって、自然海岸が減少しつつある状況を踏まえ、人と自然が今後とも共存していくため、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの優れた自然海岸の保全と回復に努める。

### ＜瀬戸内特有の美しい海辺景観の保全に努める＞

#### ●多島美景観、砂浜景観の保全

瀬戸内海国立公園を特徴づけている多島美景観や「日本の白砂青松 100 選」「日本の渚・百選」などに選ばれた渋川海岸、沙美海岸等の砂浜景観については、県民のみならず国民共有の財産として保全し次世代に継承していく。

したがって、海岸の優れた自然景観の保全においては、海側から見た沿岸の景観にも配慮し、周囲の自然的景観と調和する工法の導入を積極的に検討するとともに、面的防護も含めた海岸環境整備事業などにも取り組んでいく。

また、晴れの国おかやま景観計画（岡山県景観計画）による公共事業等景観形成基準や瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画等に基づき、周辺景観との調和に配慮しながら、優れた景観資源としての海岸を保全するとともに、瀬戸内特有の優れた景観を活かすため、良好な眺望点（ビューポイント）の確保に努める。

**●歴史的町並み景観の保全**

瀬戸内海運の要衝として栄えてきた牛窓の古い町並みや、大多府漁港の元禄防波堤のような史跡など、地域住民が愛着や誇りを持っている地域の歴史・文化を伝える町並み景観などについては、それぞれの地域の魅力やアイデンティティを育む重要な要素である。したがって、周辺景観との調和や町並み景観の保全に配慮するとともに、地域住民による景観保全・保存への取組を支援していく。

# 4　海岸における公衆の適正な利用に関する事項

## 4.1　海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策

＜豊かな自然や歴史文化にふれ、楽しみ、学び、継承する海辺づくりをめざす＞

**●観光・レクリエーション利用の促進**

岡山沿岸は、近年、人々の観光・レクリエーションへの要求の高まりや自然志向の増大を背景に、海洋性レクリエーションの場として、年間を通じ多くの人々に利用され、貴重な海とのふれあいの場となっている。

そのため、瀬戸内海特有の多島美景観などそれぞれの地域特性を活かし、観光・レクリエーション需要に応える魅力と賑わいのある開かれた海辺づくりや、海辺の自然を体験できる活動の場づくりを行うなど、地域の取組を支援する。

**●地域に根づく海の歴史・文化や自然を体験する機会づくり**

海岸は、古来から地域社会において、様々な行事や祭りなどの場として利用され、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。また、近年は、体験活動や環境学習、健康増進や憩いの場などとして利用され親しまれている。

海岸には様々な生物が生息するとともに、多くの歴史的資源が点在しており、訪れる人々が、自然の雄大さや歴史的資源の価値への理解を深め、豊かな情緒を形成することのできる場としても貴重である。

このため、海運で栄えた当時の様子をしのばせる歴史的な町並みなどを活用し、海との関わりが深い祭りやイベントの活性化を支援するとともに、環境教育の場を提供することにより、海の歴史・文化や自然を体験する機会の創出に努める。

**●海岸のバリアフリー化など快適なアクセスの確保**

子どもや高齢者、障がい者などの誰もが日常生活の中で海辺に近づき、安全に自然と触れ合えるよう、わかりやすい案内板等の設置や利便施設のバリアフリー化など、海辺への快適なアクセスの確保に努める。

＜地域と連携し、安全で快適な海辺づくりを進める＞

### ●利用モラル・マナーの向上

地域住民と連携して、ゴミのポイ捨て禁止・夜間における花火による騒音問題など、海岸利用者へモラルやマナーの意識向上のための啓発や、適正な海岸利用のルールづくりを行うとともに、環境美化の活動状況を公開し、広く活動への参加・協力を呼びかける。

また、認定された団体が一定区間を自らの養子「アダプト」とみなし、清掃・美化を行う「おかやまアダプト推進事業」などの地域住民等と連携、協力した活動や、“美しい瀬戸内を守っていく”ことを目的に実施されている「リフレッシュ瀬戸内」を今後も継続し、積極的に環境美化活動等の支援に取り組んでいく。

### ●プレジャーボート対策の推進

沿岸の港や海岸等に無許可で係留されている放置艇の対策が求められており、水域管理者等の関係者で、「収容能力の向上」と「規制の強化」を両輪とした放置艇対策に取り組んでいく。

規制の強化として、県内の水域等において、関係法令に基づき放置等を禁止する区域及び物件を指定し、関係法令による罰則等が適用されることとなった。引き続き、秩序ある水域利用の実現に向け、プレジャーボートの適正保管に努める。

### ●沿岸域の利用調整

海岸利用の多様化に伴い発生する騒音や利用者間のトラブルの危険性等の問題については、関係機関との連携を図りながら、海岸利用者、漁業関係者、地元住民等の間で沿岸域の利用調整を行い、それぞれの活動の共存と安全確保に努める。

# 5　ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向

## 5.1　ゾーン毎の主要な施策

ゾーン毎の主な施策を次のように定めた。

| 1　日生・邑久ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・環境面や利用面に配慮した面的防護方式の施設づくりを進める。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・貴重な自然環境、ヘラシギ、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地やスナメリの回遊海域、沿岸を生活空間の一部とするヤマトマダラバッタ、キオビクモバチ、ノウルシ、ハマナツメ、ハマボウ、ネコノシタなど生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・現存のアマモ場や岩礁性藻場、塩性湿地の保全と今後の藻場造成の取組に配慮した海岸づくりに努める。<br>・砂浜など水質浄化機能を有する自然海岸の保全と回復に努める。<br>・日生諸島の多島美景観の保全に努める。<br>・元禄防波堤等の史跡を活かし、歴史的町並み景観の保全に配慮した海岸づくりに努める。 |
| 利 用 | ・海と親しみ、多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを進める。<br>・「ひなせみなとまつり」や「虫明の牡蠣祭り」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・自然観察・環境学習などができる自然豊かな海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・関係機関との連携により、海岸利用者、漁業関係者、地元住民について海岸の利用調整を行い、適正な利用と安全確保に努める。<br>・地先保護区の設定等による水産資源の回復、エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ２　備前湾奥ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・貴重な自然環境、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地や、ハマナツメ、ノウルシ等の生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・現存のアマモ場や岩礁性藻場の保全と今後の藻場造成の取組に配慮した海岸づくりに努める。<br>・溺れ谷などの自然景観の保全に努める。 |
| 利 用 | ・「備前焼まつり」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・片上湾で行われているアマモ場を利用したエビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ３　牛窓・宝伝・玉野北部ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮・津波等に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・自然海岸の侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る。<br>・環境面や利用面に配慮した面的防護方式の施設づくりを進める。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・ハマナツメ、ハマボウ、ネコノシタの生育地等の貴重な自然環境、スナメリの回遊海域、ヘラシギ、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地や、キオビクモバチ、イタボガキ等の生息地など生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・現存のアマモ場や岩礁性藻場の保全と今後の藻場造成の取組に配慮した海岸づくりに努める。<br>・砂浜など水質浄化機能を有する自然海岸の保全と回復に努める。<br>・瀬戸内交通の要衝として栄えてきた牛窓の古い町並みや一文字防波堤等の史跡を活かし、歴史的町並み景観の保全に配慮した海岸づくりに努める。 |
| 利 用 | ・海と親しみ多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを進める。<br>・「瀬戸内牛窓国際交流フェスタ（朝鮮通信使)」、「太刀踊り・唐子踊り」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・関係機関との連携により、海岸利用者、漁業関係者、地元住民について海岸の利用調整を行い、適正な利用と安全確保に努める。<br>・地先保護区の設定等による水産資源の回復、エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ４　児島湾ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・三蟠九蟠海岸で取り組んでいる海岸保全施設の耐震化を推進する。<br>・老朽化の進んでいる水門等の適切な維持管理に努める。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・ハマサジ生育地等の貴重な自然環境、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地やキオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、オキアサリ、ヤマトシジミ（貝）等の多様な生物の生息・生育環境である海浜、河口干潟等の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・児島湾で取り組まれている水質環境の改善策に配慮した海岸づくりに努める。<br>・水質浄化機能を有する自然海岸の保全と回復に努める。<br>・児島湾における汚濁負荷量の軽減を目的とした県民への海域環境の保全に関する啓発の支援に努める。 |
| 利 用 | ・フェリー、高速艇などの拠点港を持つエリアとして、人々が身近に利用・交流し、海に親しむことができる魅力ある海岸づくりに努める。<br>・地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・おかやまアダプト等により、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ５　児島湖ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・児島湾締切堤防と湖内水門について操作等管理の連携を図り、高潮災害等の防護対策を進める。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・ネコノシタ生育地、キオビクモバチ生息地等の貴重な自然環境、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地、ヨシ群落など生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・下水道整備の促進などの水質環境の改善策に配慮した海岸づくりに努める。 |
| 利 用 | ・地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・児島湖流域清掃大作戦とあわせ、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動やルールづくりなどを推進する。<br>・児島湖畔環境保全アダプト等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・フナ･ウナギ等の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ６　宇野港ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・ネコノシタ生育地、キオビクモバチ生息地等の貴重な自然環境、スナメリの回遊海域など生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・周辺環境（港の風景）と調和した豊かな海岸景観の保全に配慮した海岸づくりに努める。 |
| 利 用 | ・人々が身近に利用・交流し、海に親しむことができる岡山県の海の玄関口（旅客）のエリアとしてにぎわいのある海岸づくりを進める。<br>・「たまの・港フェスティバル」や「玉野まつり」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・地先保護区の設定等による水産資源の回復、エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ７　児島ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮・津波等に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・自然海岸の侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る。<br>・環境面や利用面に配慮した面的防護方式の施設づくりを進める。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・キオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、ハマビシ、ネコノシタ、アッケシソウ生息・生育地等の貴重な自然環境、ヘラシギ、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地、スナメリの回遊海域など生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・現存のアマモ場（味野湾のアマモ場）や岩礁性藻場の保全と今後の藻場造成の取組に配慮した海岸づくりに努める。<br>・砂浜など水質浄化機能を有する自然海岸の保全と回復に努める。<br>・景観モデル地区（渋川・王子が岳）や白砂青松の良好な砂浜環境、象岩などの天然記念物や瀬戸内の多島美景観の保全に努める。<br>・下津井地区における港町の古い町並みを活かした歴史的町並み景観の保全に配慮した海岸づくりに努める。 |
| 利 用 | ・日本の白砂青松 100 選、日本の渚・百選、快水浴場百選に選ばれた、県下最大の集客力を持つ渋川海水浴場を中心に、利便性の向上に資する施設の利用促進に努めるなど、海と親しみ多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを進める。<br>・「魚島フェスティバル」や渋川海岸での各種イベントなどの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・自然観察・環境学習などができる自然豊かな海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・関係機関との連携により、海岸利用者、漁業関係者、地元住民について海岸の利用調整を行い、適正な利用と安全確保に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・地先保護区の設定等による水産資源の回復、エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ８　水島港ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮・津波等に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・ヘラシギ、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地やキオビクモバチ、ウスチャスゲヒメゾウムシ、ハマビシ、アッケシソウ等の多様な生物の生息・生育環境である砂浜、河口干潟等の保全や玉島地先での干潟造成の取組に配慮した海岸づくりを進める。<br>・水島港で取り組まれている水質環境の改善策に配慮した海岸づくりに努める。<br>・周辺環境（港の風景）と調和した豊かな海岸景観の保全に配慮した海岸づくりに努める。 |
| 利 用 | ・人々が身近に利用・交流し、海に親しむことができる、国際的物流拠点のエリアとしてにぎわいのある海岸づくりを進める。<br>・「水島港まつり」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| ９　沙美・寄島ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮・津波等に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・自然海岸の侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る。<br>・環境面や利用面に配慮した面的防護方式の施設づくりを進める。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・ヘラシギ、コアジサシ等の渡り鳥の飛来地やキオビクモバチ、イタボガキ、ハマビシ、アッケシソウ等の多様な生物の生息・生育環境である河口干潟等の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・砂浜など水質浄化機能を有する自然海岸の保全と回復に努める。<br>・白砂青松の良好な砂浜環境や海岸景観の保全に努める。 |
| 利 用 | ・日本の渚・百選に選ばれた沙美海岸での海水浴を中心に、利便性の向上に資する施設整備等を推進するなど、海と親しみ多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを進める。<br>・「沙美ビーチバレー大会」、「アッケシソウ祭り」、「あさくち花火大会」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・寄島では、自然とのふれあいや海辺の自然観察・環境学習等ができる自然豊かな海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・関係機関との連携により、海岸利用者、漁業関係者、地元住民について海岸の利用調整を行い、適正な利用と安全確保に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| 10　笠岡湾口ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・自然海岸の侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・貴重な自然環境（国指定天然記念物カブトガニ繁殖地）やハマビシ等の多様な生物の生息・生育環境である河口干潟等の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・水質浄化機能を有する自然海岸の保全と回復に努める。<br>・静穏な海と多島美を見せる瀬戸内海国立公園を代表する景観を保全する。 |
| 利 用 | ・地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・自然観察・環境学習ができる自然豊かな海岸づくりを進める。<br>・関係機関との連携により、海岸利用者、漁業関係者、地元住民について海岸の利用調整を行い、適正な利用と安全確保に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成やカブトガニ保護に取り組む団体、清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| 11　笠岡湾奥ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・貴重な自然環境（国指定天然記念物カブトガニ繁殖地）への影響が大きいことから、生態系の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・ハマビシ生育地等の貴重な自然環境、渡り鳥の飛来地など生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・笠岡湾で取り組まれている水質環境の改善策に配慮した海岸づくりに努める。<br>・周辺環境（港の風景）と調和した豊かな海岸景観の保全に配慮した海岸づくりに努める。 |
| 利 用 | ・「笠岡港まつり」、「金浦のヒッタカ」、「金浦のおしぐらんご」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

| 12　笠岡諸島ゾーン | |
|---|---|
| 防 護 | ・海岸保全施設の天端高不足について、高潮・津波等の防護機能を確保する。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮・津波等に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・自然海岸の侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る。<br>・環境面や利用面に配慮した面的防護方式の施設づくりを進める。<br>・日常管理の中で海岸保全施設を点検し、必要に応じて補強・改良を行うとともに、適切な維持管理を推進する。<br>・河川水路からの逆流を防止するための対策や施設の改良を行う。<br>・災害時の対応等、ソフト面の高潮・津波対策の強化を図る。 |
| 環 境 | ・笠岡諸島の貴重な自然環境、スナメリ、ヤマトマダラバッタ、ハマビシ等の生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した海岸づくりを進める。<br>・現存のアマモ場や岩礁性藻場の保全の取組に配慮した海岸づくりに努める。<br>・砂浜など水質浄化機能を有する自然海岸の保全と回復に努める。<br>・静穏な海と多島美を見せる瀬戸内海国立公園を代表する景観を保全する。 |
| 利 用 | ・海と親しみ多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを進める。<br>・「白石踊」、「真鍋島の走り神輿」などの地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを進める。<br>・自然観察・環境学習などができる自然豊かな海岸づくりを進める。<br>・海辺へのアクセス確保やバリアフリー化により、快適な海岸利用の促進に努める。<br>・「おかやまアダプト」や「リフレッシュ瀬戸内」等により、引き続き、海岸愛護の意識の醸成や清掃美化活動などボランティア活動の支援に努める。<br>・関係機関との連携により、海岸利用者、漁業関係者、地元住民について海岸の利用調整を行い、適正な利用と安全確保に努める。<br>・地先保護区の設定等による水産資源の回復、エビ･カニ類の種苗放流の実施等、地先の漁場環境を活用した水産振興策に配慮した海岸づくりに努める。 |

# 第 2 編　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

## 1　海岸保全施設を整備しようとする区域

「第 1 編 2.1 防護の目標」で定めた防護すべき地域のうち海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸保全区域、岸壁や物揚場等の公共施設護岸、道路護岸等における施設が未整備の箇所、天端高不足や老朽化等により施設が所要の機能を確保できていない箇所、耐震性の強化など施設の高度化が必要な箇所、侵食対策が必要な箇所について、設定した 202 区域とする。なお、老朽化、耐震性、液状化調査は、全ての海岸で実施し、対策が必要な箇所について整備する。

## 2　海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設を整備しようとする区域は、図 2.2.1 に示す。主な施設の種類、配置、受益の地域、整備の必要性、整備の概要を表 2.2.2 の整備箇所整理表に整理する。

なお、各事項の記載内容は表 2.2.1 に示すとおりである。

**表 2.2.1　整備箇所整理表への記載事項**

| 記 載 事 項 | 記　　載　　内　　容 |
|---|---|
| 主な施設の種類 | 整備する主要な海岸保全施設の種類 |
| 配置 | 区域：海岸保全施設を整備しようとする区域<br>規模：海岸保全施設の延長、及び計画代表堤防高 |
| 受益の地域 | 地域：海岸保全施設の整備によって高潮等による浸水や海岸侵食から防護される地域<br>状況：土地利用の状況 |
| 整備の必要性 | 整備の必要理由（未整備、天端高不足、老朽化、耐震性、侵食） |
| 整備の概要 | 海岸保全施設の整備内容、及び海岸を整備するうえでの環境面、利用面に対する配慮事項 |

また、調査において、老朽化、地震・液状化対策の必要性があると判断された海岸については、随時、整備箇所整理表に追記するものとする。

調査を実施し、必要に応じて対策を行う区域は図 2.2.2 に示す。主な施設の種類等は、表 2.2.3 に示す。

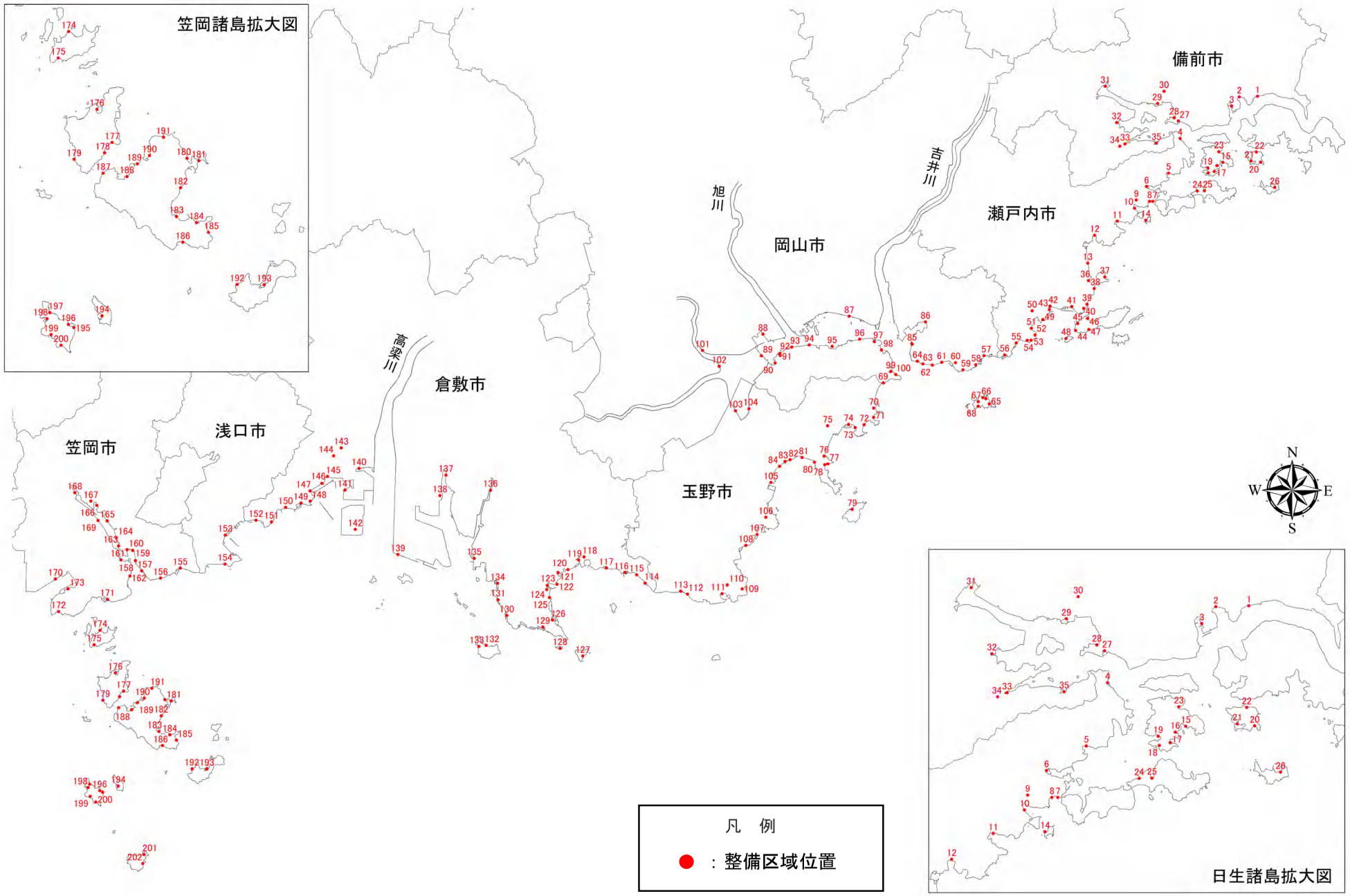


図 2.2.1　海岸保全施設を整備しようとする区域の位置図

表 2.2.2(1)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設<br>の種類 | 配置 | | 計画代表<br>堤防高<br>(TPm) | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | | 地域 | 状況 |
| 日生・邑久 | 1 | 寒河港 | 港湾局<br>（備前市） | 護岸 | 寒河 | 1660 | 4.0 | 浜山<br>梶谷 | 工業地 |
| | 2 | 東備港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門<br>胸壁 | 東備 | 1150 | 4.5 | 中日生 | 住宅地 |
| | 3 | 東備港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、胸壁<br>水門 | 日生 | 2080 | 4.5 | 日生<br>～南小路 | 公共施設<br>住宅地 |
| | 4 | 布浜 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>樋門、陸閘 | 布浜 | 270 | 3.5 | 布浜 | 住宅地 |
| | 5 | 立花 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 立花 | 280 | 4.0 | 立花 | 農用地 |
| | 6 | 虫明漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸 | 瀬溝、上町 | 3240 | 4.0 | 瀬溝、上町 | 住宅地 |
| | 7 | 瀬溝南 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、胸壁 | 瀬溝 | 110 | 4.5 | 瀬溝 | 住宅地 |
| | 8 | 扇 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 扇 | 330 | 5.0 | 扇 | 住宅地<br>農用地 |
| | 9 | 間口 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防、護岸 | 間口 | 400 | 5.0 | 間口 | 住宅地<br>農用地 |
| | 10 | 前泊 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>胸壁<br>陸閘 | 前泊 | 1110 | 4.0 | 前泊 | 住宅地<br>農用地 |
| | 11 | 知尾 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 知尾 | 260 | 6.0 | 知尾 | 住宅地<br>農用地 |
| | 12 | 敷井 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>離岸堤<br>水門 | 敷井 | 870 | 4.5 | 敷井 | 住宅地 |
| | 13 | 錦 | 水管理局<br>（瀬戸内市） | 堤防 | 錦海湾 | 1670 | 6.0 | 錦海湾 | 港湾 |
| | 14 | 木島 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 木島 | 480 | 4.0 | 木島 | 農用地 |
| | 15 | 鴻島亀浦 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>陸閘 | 鴻島 | 850 | 5.0 | 鴻島 | 住宅地<br>公共用地 |
| | 16 | 鴻島舟隠 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 鴻島 | 400 | 5.0 | 鴻島 | 住宅地<br>農地 |
| | 17 | 伝吉田 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>陸閘 | 鴻島 | 300 | 5.0 | 鴻島 | 農地 |
| | 18 | 鴻島日後 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>陸閘 | 鴻島 | 180 | 4.5 | 鴻島 | 住宅地<br>農地 |
| | 19 | 鴻島桃の木 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>陸閘 | 鴻島 | 500 | 5.0 | 鴻島 | 住宅地<br>農地 |
| | 20 | 頭島外輪 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、潜堤<br>人工海浜、陸閘 | 入鹿 | 320 | 5.0 | 入鹿 | 住宅地 |
| | 21 | 頭島漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸 | 頭島<br>入鹿 | 1310 | 5.0 | 頭島<br>入鹿 | 住宅地 |
| | 22 | 頭島北浦 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 北浦 | 200 | 4.5 | 北浦 | 農用地 |
| | 23 | 鴻島港 | 港湾局<br>（備前市） | 護岸 | 鴻島 | 210 | 5.0 | 鴻島 | 農用地 |
| | 24 | 長島内白間 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 長島内白間 | 210 | 3.5 | 長島内白間 | 住宅地 |
| | 25 | 長島日出北 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 長島日出北 | 340 | 3.5 | 長島日出北 | 住宅地 |
| | 26 | 大多府漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 大多府 | 1320 | 3.5 | 大多府 | 住宅地 |
| 備前湾奥 | 27 | 越鳥 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 越鳥 | 140 | 5.0 | 越鳥 | 住宅地 |
| | 28 | 木生 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 穂浪 | 450 | 4.5 | 穂浪 | 公共施設 |
| | 29 | 穂浪漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 堤防、護岸<br>胸壁、陸閘 | 井田、灘 | 1850 | 4.0 | 穂浪<br>井田、灘 | 住宅地<br>農用地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 老朽化<br>天端高不足<br>排水管からの逆流防止対策 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・遊歩道整備を行い、背後地の総合運動公園と一体となった整備を行う。<br>・天端高不足の解消。<br>・排水管からの逆流を防止する。 |
| 天端高不足<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・天端高不足の解消。<br>・河川水路からの逆流を防止する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・天端高不足の解消。<br>・河川水路からの逆流を防止する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 侵食<br>天端高不足 | ・波浪等により砂浜の消失が進行しており、面的防護による侵食対策を図る。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、瀬戸内の美しい島々の海岸景観との調和に努める。<br>・海水浴場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションや体験学習のできる豊かな海岸づくりを進める。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>切り欠き部対策 | ・天端高不足の解消。<br>・切り欠き部について対策を行う。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 老朽化<br>天端高不足 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・天端高不足の解消。 |

表 2.2.2(2)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設<br>の種類 | 配置 | | 計画代表<br>堤防高<br>(TPm) | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | | 地域 | 状況 |
| 備前湾奥 | 30 | 伊里 | 農村振興局<br>（岡山県） | 護岸 | 伊里 | 1470 | 4.0 | 伊里 | 住宅地<br>農用地 |
| | 31 | 東備港 | 港湾局<br>（岡山県） | 堤防<br>護岸<br>水門 | 東備<br>片上 | 1980 | 4.5 | 明石<br>～浦伊部 | 住宅地<br>工業地<br>農用地 |
| | 32 | 久々井 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防、護岸 | 久々井 | 910 | 4.0 | 久々井 | 住宅地<br>農用地<br>工業地 |
| | 33 | 東備港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 鶴海 | 1680 | 4.0 | 鶴海 | 住宅地 |
| | 34 | 鶴海 | 農村振興局<br>（岡山県） | 護岸 | 鶴海 | 2170 | 4.0 | 鶴海 | 住宅地<br>農用地 |
| | 35 | 東備港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 坂田 | 320 | 4.0 | 坂田 | 住宅地 |
| 牛窓・宝伝・<br>玉野北部 | 36 | 鈴井 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>胸壁<br>陸閘 | 師楽 | 590 | 4.0 | 師楽 | 工業地<br>農用地 |
| | 37 | 白馬 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 白馬 | 500 | 4.0 | 鰯網～白馬 | 農地 |
| | 38 | 莚江 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>人工海浜 | 莚江 | 800 | 4.0 | 蕪崎～寄柳 | 農地 |
| | 39 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 堤防<br>人工海浜 | 宿井 | 270 | 4.5 | 東町 | 住宅地 |
| | 40 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 東町 | 590 | 4.5 | 東町 | 住宅地<br>工業地 |
| | 41 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 綾浦 | 2430 | 4.5 | 関町～綾浦 | 住宅地<br>商業業務地 |
| | 42 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 牛窓<br>紺浦 | 1490 | 5.0 | 栄町～紺浦 | 住宅地<br>工業地 |
| | 43 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 牛窓<br>舟戸 | 830 | 4.0～5.0 | 舟戸<br>～綾浦 | 住宅地 |
| | 44 | 前島荒崎 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 前島荒崎 | 150 | 4.5 | 荒崎 | 農地 |
| | 45 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸<br>胸壁<br>陸閘 | 前島西 | 290 | 4.5 | 前島西 | 住宅地<br>農用地 |
| | 46 | 前島福浜 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 前島福浜 | 620 | 4.5 | 牛窓 | 住宅地<br>農用地 |
| | 47 | 前島南 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 尾台南 | 1400 | 4.5 | 尾台南 | 住宅地<br>農用地 |
| | 48 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 堤防 | 黒島 | 300 | 4.5 | 黒島 | 住宅地<br>農用地 |
| | 49 | 鹿忍池浦 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、胸壁<br>陸閘 | 沖 | 460 | 4.5 | 沖 | 公共用地 |
| | 50 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸<br>堤防 | 鹿忍 | 4240 | 4.5 | 鹿忍 | 住宅地<br>農用地 |
| | 51 | 牛窓港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 松ケ峠 | 300 | 4.5 | 松ケ峠 | 農用地 |
| | 52 | 松ヶ峠西 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 鹿忍 | 70 | 5.0 | 矢寄 | 住宅地<br>農用地 |
| | 53 | 小馬東 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 鹿忍 | 120 | 5.0 | 鹿忍 | 農用地 |
| | 54 | 小馬西 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 鹿忍 | 160 | 5.0 | 矢寄 | 農用地 |
| | 55 | 西脇漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸、潜堤<br>人工海浜 | 西脇 | 1420 | 5.0 | 矢寄 | 住宅地<br>農用地 |
| | 56 | 朝日漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸、胸壁<br>突堤 | 子父雁 | 480 | 5.0 | 子父雁 | 住宅地<br>農用地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 老朽化<br>天端高不足 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>侵食 | ・天端高不足の解消。<br>・波浪等により砂浜の消失が進行しており、面的防護による侵食対策を図る。<br>・海水浴場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションや体験学習のできる豊かな海岸づくりを進める。<br>・緩傾斜護岸により海浜へのアクセスを確保し、海岸利用の促進に努める。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、周辺景観との調和のとれた親しまれる海岸づくりに努める。 |
| 老朽化<br>天端高不足 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、周辺景観との調和のとれた親しまれる海岸づくりに努める。<br>・天端高不足の解消。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、周辺景観との調和のとれた親しまれる海岸づくりに努める。 |
| 未整備<br>天端高不足 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内にあり海岸保全施設の整備にあたっては周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。<br>・海水浴場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションができる豊かな海岸づくりを進める。<br>・階段護岸により海浜へのアクセスを確保し、海岸利用の促進に努める。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |

表 2.2.2(3)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設<br>の種類 | 配置 | | 計画代表<br>堤防高<br>(TPm) | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | | 地域 | 状況 |
| 牛窓・宝伝・玉野北部 | 57 | 朝日漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸、潜堤<br>人工海浜<br>胸壁、陸閘 | 宝伝<br>西宝伝 | 2010 | 5.0 | 宝伝<br>西宝伝 | 住宅地<br>農用地 |
| | 58 | 田坪 | 農村振興局<br>（岡山県） | 護岸<br>突堤<br>潜堤 | 宝伝 | 320 | 5.5 | 宝伝 | 農用地 |
| | 59 | 大浦鼻 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 大浦鼻 | 220 | 5.0 | 久々井 | 農用地 |
| | 60 | 久久井漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸、堤防 | 久々井 | 1520 | 4.5 | 久々井 | 住宅地<br>農用地 |
| | 61 | 出走り | 農村振興局<br>（岡山県） | 護岸 | 出走 | 120 | 5.0 | 久々井 | 農用地 |
| | 62 | 鍬ヶ浜東 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 正儀 | 440 | 5.0 | 正儀 | 農用地 |
| | 63 | 鍬ヶ浜中 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 正儀 | 200 | 5.0 | 正儀 | 農用地 |
| | 64 | 鍬ヶ浜西 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 正儀 | 200 | 5.0 | 正儀 | 農用地 |
| | 65 | 犬島東 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 犬島 | 850 | 3.5 | 犬島 | 工業用地<br>農地 |
| | 66 | 犬島港 | 港湾局<br>（岡山市） | 護岸、胸壁 | 犬島東 | 590 | 4.0 | 犬島 | 住宅地 |
| | 67 | 犬島港 | 港湾局<br>（岡山市） | 護岸、胸壁 | 犬島西 | 530 | 4.0 | 犬島 | 住宅地 |
| | 68 | 犬島南 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 犬島南 | 260 | 4.5 | 犬島 | 住宅地 |
| | 69 | 岡山港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 相引 | 130 | 5.0 | 相引 | 住宅地 |
| | 70 | 弁天島 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 弁天島 | 1450 | 5.5 | 番田 | 農用地 |
| | 71 | 大入 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 大入 | 420 | 5.5 | 胸上 | 農用地 |
| | 72 | 吉浦 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 吉浦 | 970 | 5.5 | 胸上 | 農用地 |
| | 73 | 山田港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 東浜 | 320 | 4.5 | 胸上 | 住宅地<br>農用地 |
| | 74 | 山田港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸<br>胸壁<br>陸閘 | 胸上 | 780 | 4.5 | 胸上 | 住宅地 |
| | 75 | 東児 | 農村振興局<br>（岡山県） | 護岸 | 東児 | 1500 | 3.5 | 梶岡 | 住宅地<br>農用地 |
| | 76 | 山田港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸<br>樋門<br>雨水溝 | 山田<br>ごう頭 | 8790 | 4.5～5.5 | 東野崎<br>山田 | 住宅地<br>工業地<br>農用地 |
| | 77 | 沼 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、樋門<br>陸閘 | 沼 | 560 | 4.5 | 沼 | 住宅地<br>農用地 |
| | 78 | 沼 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 沼 | 230 | 5.5 | 沼 | 住宅地<br>農用地 |
| | 79 | 石島港 | 港湾局<br>（玉野市） | 護岸 | 石島 | 340 | 4.5 | 石島 | 住宅地 |
| | 80 | 後閑 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 沼 | 330 | 4.5 | 沼 | 住宅地<br>公共用地<br>農地 |
| | 81 | 後閑西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 後閑 | 780 | 4.5 | 後閑 | 住宅地<br>農用地 |
| | 82 | ハナンド崎 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | ﾊﾅﾝﾄﾞ崎 | 260 | 4.5 | 沖鼻堂～茶畑 | 住宅地<br>農地 |
| | 83 | 大藪港 | 港湾局<br>（玉野市） | 護岸、樋門 | 大藪 | 320 | 4.5 | 大藪 | 住宅地 |
| | 84 | 池畑 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>陸閘 | 池畑 | 710 | 4.5 | 南ヶ崎～池畑 | 住宅地 |
| 児島湾 | 85 | 岡山港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 西浦幸島 | 2200 | 4.0 | 古新田～平古 | 工業地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 樋門の整備 | ・樋門の整備を行う。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 老朽化<br>雨水溝の整備 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・雨水溝を整備する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |

表 2.2.2(4)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管（管理主体） | 主な施設の種類 | 配置 | | 計画代表堤防高（TPm） | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模 延長（m） | | 地域 | 状況 |
| 児島湾 | 86 | 岡山港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 北浦幸島正儀 | 2580 | 4.0 | 正儀～東幸島 | 住宅地 農用地 |
| | 87 | 三蟠九蟠 | 水管理局（岡山県） | 堤防 水門 陸閘 | 桑野～九蟠 | 4780 | 5.0 | 岡山市の一部 | 住宅地 工業地 農用地 |
| | 88 | 岡山港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、樋門 | 立川築港元町 | 3560 | 4.5 | 海岸通～築港元町 | 住宅地 工業地 |
| | 89 | 郡・福島 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 郡・福島 | 1530 | 4.5 | 岡山市・玉野市・倉敷市の一部 | 住宅地 農用地 |
| | 90 | 郡漁港 | 水産庁（岡山市） | 護岸 | 郡 | 1510 | 4.5 | 郡 | 住宅地 |
| | 91 | 北浦漁港 | 水産庁（岡山市） | 護岸、樋門 | 北浦 | 480 | 3.5 | 北浦 | 住宅地 |
| | 92 | 北浦 | 水管理局（岡山県） | 護岸、陸閘 | 北浦 | 800 | 4.5 | 北浦 | 住宅地 農用地 |
| | 93 | 飽浦 | 水管理局（岡山県） | 護岸、陸閘 | 飽浦 | 800 | 4.5 | 飽浦 | 住宅地 農用地 |
| | 94 | 宮浦 | 水管理局（岡山県） | 護岸 樋門、陸閘 | 宮浦 | 1720 | 4.5 | 宮浦 | 住宅地 工業地 農用地 |
| | 95 | 宮浦西原 | 水管理局（岡山県） | 護岸 陸閘 | 宮浦西原 | 2150 | 4.5 | 宮浦～阿津 | 住宅地 農地 |
| | 96 | 阿津漁港 | 水産庁（岡山市） | 護岸、胸壁 | 阿津 | 1200 | 3.5 | 阿津 | 住宅地 |
| | 97 | 岡山港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、陸閘 | 西小串 | 1580 | 4.0 | 小串 | 住宅地 工業地 |
| | 98 | 岡山港 | 港湾局（岡山県） | 堤防・護岸 | 小串小串南 | 1630 | 4.0 | 向小串小串南 | 住宅地 農用地 |
| | 99 | 岡山港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、樋門 | 西米崎米崎 | 1120 | 5.0 | 米崎～小串 | 住宅地 農用地 |
| | 100 | 岡山港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 東米崎 | 510 | 4.5 | 米崎 | 住宅地 |
| 児島湖 | 101 | 児島三五区 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 児島三五区 | 7100 | 3.5 | 浦安南町～浦安西町 | 住宅地 農用地 |
| | 102 | 児島六区 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 児島六区 | 10140 | 3.5 | 藤田～都大区 | 住宅地 農用地 |
| | 103 | 児島七区 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 児島七区 | 7700 | 3.5 | 東七区～西七区 | 住宅地 農用地 |
| | 104 | 松尾 | 農村振興局（岡山県） | 護岸 | 松尾 | 1890 | 3.5 | 見石～八浜 | 住宅地 農用地 |
| 宇野港 | 105 | 田井 | 水管理局（岡山県） | 護岸、陸閘 | 田井 | 260 | 4.5 | 田井 | 住宅地 |
| | 106 | 宇野港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 高辺 | 2390 | 4.0 | 築港 | 住宅地 |
| | 107 | 宇野港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 胸壁 陸閘 | 宇野 | 890 | 4.0 | 宇野 | 住宅地 工業地 商業業務地 |
| | 108 | 宇野港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 宇野玉 | 1470 | 4.0 | 宇野玉 | 住宅地 |
| | 109 | 宇野港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 日比東 | 400 | 4.0 | 日比 | 住宅地 |
| | 110 | 宇野港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 向日比 | 1100 | 4.0 | 向日比 | 住宅地 |
| | 111 | 宇野港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、樋門 | 日比 | 1650 | 4.0 | 日比 | 住宅地 工業地 |
| 児島 | 112 | 渋川 | 水管理局（岡山県） | 護岸、人工海浜 樋門、陸閘 | 渋川 | 720 | 5.0 | 渋川 | 住宅地 |
| | 113 | 渋川港 | 港湾局（玉野市） | 護岸、樋門 | 渋川 | 360 | 5.0 | 渋川 | 住宅地 |
| | 114 | 唐琴 | 水管理局（岡山県） | 護岸、突堤 潜堤、人工海浜 陸閘 | 唐琴 | 1460 | 5.0 | 唐琴 | 住宅地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 耐震性<br>老朽化 | ・耐震性の向上により背後地の防護を図る。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・天端高不足の解消。<br>・河川水路からの逆流を防止する。 |
| 天端高不足<br>耐震性 | ・天端高不足の解消。<br>・耐震性の向上により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化箇所について、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 機能不足 | ・機能不足箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。 |
| 機能不足 | ・機能不足箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。 |
| 天端高不足<br>機能不足 | ・天端高不足の解消。<br>・機能不足箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>排水管からの逆流防止対策 | ・天端高不足の解消。<br>・排水管からの逆流を防止する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・天端高不足の解消。<br>・河川水路からの逆流を防止する。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内にあり、海岸保全施設の整備にあたっては周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。<br>・浜遊びなど、海と親しみ多様なレクリエーションや体験学習のできる豊かな海岸づくりを進める。<br>・緩傾斜護岸により海浜へのアクセスを確保し、海岸利用の促進に努める。<br>・自然海浜保全地区の保全に努める。 |

表 2.2.2(5)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設<br>の種類 | 配置 | | 計画代表<br>堤防高<br>(TPm) | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | | 地域 | 状況 |
| 児島 | 115 | 唐琴西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 唐琴 | 90 | 5.0 | 児島<br>唐琴 | 住宅地 |
| | 116 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、突堤<br>潜堤、人工海浜<br>離岸堤 | 唐琴 | 2660 | 5.0 | 児島<br>唐琴 | 住宅地<br>商業業務地 |
| | 117 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、水門<br>陸閘 | 田ノ口 | 720 | 5.5 | 田ノ口 | 住宅地<br>工業地 |
| | 118 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、堤防<br>胸壁 | 琴浦 | 3000 | 5.0 | 児島田の口<br>～下の町 | 住宅地<br>商業業務地<br>工業地<br>農用地 |
| | 119 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 堤防<br>胸壁 | 琴浦海岸 | 1560 | 5.0 | 児島下の町 | 住宅地<br>商業業務地<br>工業地<br>農用地 |
| | 120 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸<br>堤防 | 下の町 | 560 | 5.0 | 児島下の町 | 商業業務地<br>工業地<br>農用地 |
| | 121 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸<br>樋門<br>胸壁 | 萱苅<br>味野 | 2000 | 5.0 | 児島下の町<br>児島小川町 | 住宅地<br>商業業務地<br>工業地<br>農用地 |
| | 122 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 浜ノ宮 | 1340 | 5.0 | 浜ノ宮 | 住宅地<br>工業地 |
| | 123 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 胸壁 | 元浜 | 420 | 5.0 | 児島元浜町 | 住宅地 |
| | 124 | 児島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 胸壁、離岸堤 | 児島海岸 | 1730 | 5.0 | 児島元浜町 | 住宅地 |
| | 125 | 赤崎 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 児島元浜町 | 650 | 5.0 | 児島元浜町 | 住宅地 |
| | 126 | 大畠漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 胸壁、潜堤<br>人工海浜、陸閘 | 大畠 | 1500 | 6.0 | 大畠 | 住宅地 |
| | 127 | 釜島 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 釜島 | 340 | 5.0 | 釜島 | 農用地 |
| | 128 | 松島港 | 港湾局<br>（倉敷市） | 護岸 | 松島 | 160 | 6.0 | 松島 | 住宅地 |
| | 129 | 下津井漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 胸壁<br>陸閘 | 田ノ浦<br>吹上 | 1170 | 5.0 | 下津井田ノ浦<br>～下津井吹上 | 住宅地 |
| | 130 | 水島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、水門<br>陸閘、樋門 | 大室 | 650 | 6.0 | 大室 | 住宅地 |
| | 131 | 水島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 高室 | 300 | 6.0 | 高室 | 住宅地<br>農用地 |
| | 132 | 六口島 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>突堤<br>陸閘 | 六口島 | 950 | 5.0 | 六口島 | 農用地 |
| | 133 | 六口島西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、突堤<br>潜堤、人工海浜 | 六口島 | 370 | 5.0 | 六口島 | 住宅地 |
| | 134 | 通生漁港 | 水産庁<br>（倉敷市） | 突堤、護岸<br>水門、胸壁 | 通生 | 690 | 6.0 | 通生 | 住宅地 |
| 水島港 | 135 | 水島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 児島塩生 | 620 | 6.0 | 児島塩生 | 住宅地<br>工業地 |
| | 136 | 呼松漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 水門、護岸 | 呼松 | 5120 | 4.5 | 松江～<br>児島宇野津 | 商業業務地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、アマモ場の積極的な保全に配慮する。<br>・植栽等を行い、海と親しみ多様なレクリエーションができる豊かな海岸づくりに努める。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強を行う。 |
| 未整備<br>天端高不足<br>老朽化 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る必要がある。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 老朽化<br>天端高不足<br>未整備 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・背後に鷲羽山があり、優れた自然景観との調和に努める。<br>・海と親しみ多様なレクリエーションができる豊かな海岸づくりを進める。<br>・海岸環境整備事業により海浜へのアクセスの改善を行うなど、海岸利用の促進に努める。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 未整備<br>天端高不足 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・背後に鷲羽山があり、優れた自然景観との調和に努める。<br>・天端高不足の解消。 |
| 排水管からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・排水管からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 排水管からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・排水管からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>侵食 | ・天端高不足の解消。<br>・波浪等により砂浜の消失が進行しており、突堤による侵食対策を図る。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内にあり、海岸保全施設の整備にあたっては海辺に残る保安林など周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。 |
| 未整備<br>侵食 | ・海岸保全施設の整備により高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・波浪等により砂浜の消失が進行しており、面的防護による侵食対策を図る。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内にあり、海岸保全施設の整備にあたっては周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、天然記念物である象岩などの周辺景観との調和に努める。<br>・海水浴場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションや体験学習のできる豊かな海岸づくりを進める。<br>・緩傾斜護岸により海浜へのアクセスを確保し、海岸利用の促進に努める。 |
| 未整備<br>天端高不足<br>老朽化 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 老朽化<br>天端高不足 | ・老朽化が進んでおり、漏水防止などにより背後地の防護を図る。<br>・天端高不足の解消。 |

表 2.2.2(6)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管（管理主体） | 主な施設の種類 | 配置 | | 計画代表堤防高（TPm） | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模 延長（m） | | 地域 | 状況 |
| 水島港 | 137 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 胸壁 陸閘 | 南畝 | 1960 | 5.5 | 南畝 | 住宅地 工業地 |
| | 138 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、胸壁 | 水島海岸通 | 1640 | 5.5 | 水島海岸通 | 工業地 |
| | 139 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 水島川崎通 | 700 | 6.5 | 水島川崎通 | 工業地 |
| | 140 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 乙島 | 580 | 4.5 | 玉島乙島 | 商業業務地 工業地 |
| | 141 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 乙島 | 5470 | 6.0 | 玉島乙島 | 商業業務地 工業地 |
| | 142 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 玉島ﾊｰﾊﾞｰ ｱｲﾗﾝﾄﾞ | 5390 | 6.5 | 玉島ﾊｰﾊﾞｰ ｱｲﾗﾝﾄﾞ | 工業地 |
| | 143 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 渡里 亀の首 | 1970 | 4.5 | 玉島乙島～ 玉島 3 丁目 | 商業業務地 工業地 農用地 |
| | 144 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 玉島 柏島 | 2690 | 4.5 | 玉島、戎町 八幡 | 住宅地 商業業務地 |
| | 145 | 勇崎漁港 | 水産庁（倉敷市） | 堤防 水門 | 勇崎 | 860 | 5.5 | 勇崎 | 住宅地 |
| | 146 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、堤防 離岸堤、樋門 | 勇崎・宝亀 | 1010 | 5.5 | 勇崎・宝亀 | 住宅地 |
| | 147 | 小原漁港 | 水産庁（倉敷市） | 堤防、胸壁 陸閘、樋門 | 小原 | 1030 | 5.0 | 黒崎 | 住宅地 |
| | 148 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 入汐 | 400 | 5.5 | 笠の松 | 住宅地 |
| 沙美・寄島 | 149 | 沙美漁港 | 水産庁（岡山県） | 護岸、胸壁 潜堤、人工海浜 陸閘 | 沙美 | 1130 | 6.5 | 沙美東 沙美中 | 住宅地 |
| | 150 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、水門 突堤、陸閘 潜堤、人工海浜 | 沙美 | 1280 | 6.0 | 沙美 | 住宅地 |
| | 151 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、樋門 | 岩谷 | 260 | 6.0 | 岩谷 | 住宅地 |
| | 152 | 水島港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、突堤 離岸堤、樋門 | 南浦 | 930 | 5.5 | 南浦 | 住宅地 |
| | 153 | 寄島漁港 | 水産庁（岡山県） | 消波工、護岸 胸壁、樋門 陸閘 | 寄島 | 3260 | 7.0 | 寄島 安倉 | 住宅地 公共用地 |
| | 154 | 寄島 | 水管理局（岡山県） | 護岸、突堤 潜堤、人工海浜 陸閘 | 寄島 | 2580 | 6.0 | 寄島 | 公共用地 |
| 笠岡湾口 | 155 | 正頭漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、陸閘 胸壁 | 大工ノ浜 | 1450 | 6.0 | 小鳥 | 住宅地 農用地 |
| | 156 | 大島 | 水管理局（岡山県） | 護岸、消波工 離岸堤、樋門 胸壁、陸閘 | 長浜 | 1300 | 6.0 | 長浜 | 住宅地 農用地 |
| | 157 | 笠岡港 | 港湾局（岡山県） | 護岸、水門 | 鳥ノ江 | 790 | 6.0 | 鳥ノ江 | 住宅地 農用地 |
| | 158 | 笠岡港 | 港湾局（岡山県） | 護岸 | 夏目 | 830 | 4.5 | 西大島 | 住宅地 農用地 |
| | 159 | 大島 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 大島 | 330 | 6.0 | 西大島新田 | 農用地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・河川水路からの逆流を防止する。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 未整備 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。 |
| 天端高不足 | ・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。<br>・代表的な海水浴場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションができる豊かな海岸づくりを進める。<br>・海岸環境整備事業により海浜へのアクセスの改善を行うなど、海岸利用の促進に努める。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 排水管からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・排水管からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 未整備<br>天端高不足<br>河川水路からの逆流防止対策<br>切り欠き部対策<br>排水管からの逆流防止対策 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。<br>・河川水路からの逆流を防止する。<br>・切り欠き部対策を行う。<br>・排水管からの逆流を防止する。 |
| 天端高不足<br>老朽化<br>侵食 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・波浪等により砂浜の消失が進行しており、面的防護による侵食対策を図る。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内にあり、海岸保全施設の整備にあたっては周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。<br>・海水浴場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションや体験学習のできる豊かな海岸づくりを進める。<br>・地域の行事や祭りなどの場として親しまれる海岸づくりに努める。<br>・緩傾斜護岸により海浜へのアクセスを確保し、海岸利用の促進に努める。 |
| 天端高不足<br>切り欠き部対策<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・切り欠き部対策を行う。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>ポンプ施設の整備 | ・天端高不足の解消。<br>・ポンプの電気施設の整備を行う。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強を行う。<br>・天然記念物であるカブトガニの繁殖地であり、自然環境の保全に配慮する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・天然記念物であるカブトガニの繁殖地であり、自然環境の保全に配慮する。 |

表 2.2.2(7)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設<br>の種類 | 配置 | | 計画代表<br>堤防高<br>(TPm) | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | | 地域 | 状況 |
| 笠岡湾口 | 160 | 横江漁港 | 水産庁<br>（笠岡市） | 護岸、堤防<br>陸閘 | 横島、入江 | 320 | 5.0 | 横島、入江 | 住宅地<br>農用地 |
| | 161 | 横江漁港 | 水産庁<br>（笠岡市） | 護岸、堤防<br>樋門、陸閘<br>胸壁 | 神島 | 1060 | 5.0 | 神島<br>瀬戸 | 住宅地<br>農用地 |
| | 162 | 天神 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 神島 | 1870 | 6.0 | 神島 | 住宅地 |
| 笠岡湾奥 | 163 | 横江漁港 | 水産庁<br>（笠岡市） | 護岸、樋門<br>胸壁、陸閘 | 横島 | 600 | 5.5 | 横島 | 住宅地 |
| | 164 | 笠岡港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 横島<br>美の浜 | 1410 | 4.5 | 横島<br>美の浜 | 住宅地 |
| | 165 | 笠岡港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸<br>樋門 | 大磯 | 1780 | 5.0 | 十一番町 | 住宅地<br>商業業務地<br>工業地 |
| | 166 | 笠岡港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 笠岡 | 1680 | 4.5 | 笠岡湾 | 住宅地<br>商業業務地 |
| | 167 | 笠岡港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 西の浜 | 1000 | 4.5 | 西の浜 | 住宅地<br>商業業務地 |
| | 168 | 金浦 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、水門 | 金浦<br>生江浜 | 2340 | 4.5 | 金浦<br>生江浜 | 住宅地<br>その他 |
| | 169 | カブト・拓海 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | カブト拓海 | 3560 | 5.0 | 笠岡湾<br>開拓地 | 住宅地<br>農用地 |
| | 170 | 笠岡港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、胸壁 | 港町 | 1900 | 6.5 | 笠岡湾<br>開拓地 | 工業地 |
| 笠岡諸島 | 171 | 笠岡港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 神島外 | 860 | 6.0 | 神島外浦 | 住宅地 |
| | 172 | 浅王 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 浅王 | 330 | 5.5 | 浅王 | 住宅地<br>農用地 |
| | 173 | 笠岡港 | 港湾局<br>（岡山県） | 離岸堤、護岸 | 寺間 | 1760 | 6.5 | 寺間 | 住宅地 |
| | 174 | 高島漁港 | 水産庁<br>（笠岡市） | 消波工、護岸<br>胸壁、陸閘 | 高島 | 1430 | 5.0 | 黒土<br>王泊 | 住宅地<br>農用地 |
| | 175 | 高島西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 高島竹ノ浜 | 180 | 5.5 | 竹ノ浜 | 住宅地<br>農用地 |
| | 176 | 白石島漁港 | 水産庁<br>（岡山県） | 護岸、樋門<br>潜堤、人工海浜 | 白石島<br>水場<br>西ノ浦 | 1500 | 5.0 | 白石島～<br>西ノ浦 | 住宅地<br>工業地 |
| | 177 | 白石島<br>田の浦 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 白石島<br>田の浦 | 180 | 5.0 | 白石島<br>宮の端 | 農用地 |
| | 178 | 白石南 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 白石南 | 370 | 5.0 | 白石島<br>佐平丸 | 住宅地<br>農用地 |
| | 179 | 白石島西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 持立 | 500 | 6.0 | 持立 | 農用地 |
| | 180 | 布越北 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、突堤<br>潜堤、人工海浜<br>陸閘 | 楠 | 2200 | 5.5 | 楠 | 住宅地<br>公共用地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内に近接しており、海岸保全施設の整備にあたっては周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。<br>・天然記念物であるカブトガニの繁殖地であり、自然環境の保全に配慮する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。<br>・天然記念物であるカブトガニの繁殖地であり、自然環境の保全に配慮する。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強を行う。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 老朽化<br>天端高不足 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・天端高不足の解消。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 未整備<br>天端高不足<br>老朽化<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・河川水路からの逆流を防止する。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内にあり、海岸保全施設の整備にあたっては海辺に残る保安林など周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。 |
| 天端高不足<br>越波対策 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。<br>・瀬戸内海国立公園の特別地域内にあり、海岸保全施設の整備にあたっては周辺の自然環境、海岸景観に配慮する。<br>・海水浴場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションができる豊かな海岸づくりを進める。<br>・「白石踊」など、地域の行事や祭りなどの場として親しまれる海岸づくりに努める。<br>・海岸環境整備事業により海浜へのアクセスの改善を行うなど、海岸利用の促進に努める。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足<br>老朽化<br>侵食 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・波浪等により砂浜の消失が進行しており、面的防護による侵食対策を図る。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、瀬戸内の美しい島々の海岸景観との調和に努める。<br>・海と親しみ多様なレクリエーションや体験学習のできる豊かな海岸づくりを進める。 |

表 2.2.2(8)　　整備箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設<br>の種類 | 配置 | | 計画代表<br>堤防高<br>(TPm) | 受益の地域 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | | 地域 | 状況 |
| 笠岡諸島 | 181 | 北木島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、潜堤<br>人工海浜 | 松原 | 290 | 6.0 | 楠 | 公共用地 |
| | 182 | 北木島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、突堤<br>潜堤、人工海浜<br>陸閘 | 楠<br>大浦 | 1950 | 6.0 | 楠 | 住宅地<br>工業地 |
| | 183 | 北木島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 本浦<br>北木島 | 850 | 6.0 | 本浦<br>北木島 | 住宅地 |
| | 184 | 北木島港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸 | 長場 | 600 | 6.0 | 長場 | 住宅地 |
| | 185 | 北木島東 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>陸閘 | 北木島東 | 1400 | 5.5 | 獅々崎<br>～野島 | 住宅地<br>農地 |
| | 186 | 丸岩 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 丸岩 | 600 | 6.0 | 下浦～丸岩 | 住宅地<br>農地 |
| | 187 | 金風呂西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 金風呂西 | 1100 | 5.5 | 鶴石～<br>花面山 | 住宅地<br>農地 |
| | 188 | 金風呂漁港 | 水産庁<br>（笠岡市） | 樋門、護岸<br>胸壁、陸閘 | 金風呂 | 1040 | 5.5 | 金風呂 | 住宅地 |
| | 189 | 千の浜 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、樋門 | 北木島<br>千ノ浜 | 700 | 5.5 | 千ノ浜 | 住宅地<br>工業地 |
| | 190 | 豊浦港 | 港湾局<br>（笠岡市） | 護岸、胸壁<br>樋門、陸閘 | 豊浦 | 1400 | 5.5 | 豊浦 | 住宅地 |
| | 191 | 豊浦東 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 豊浦東 | 900 | 5.5 | 矢倉～根淵 | 住宅地<br>工業用地 |
| | 192 | 真鍋島西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 真鍋島 | 1100 | 6.0 | 真鍋島 | 農用地 |
| | 193 | 真鍋島漁港 | 水産庁<br>（笠岡市） | 護岸、樋門<br>胸壁、陸閘 | 真鍋島 | 2710 | 5.5 | 真鍋島 | 住宅地 |
| | 194 | 小飛島港 | 港湾局<br>（笠岡市） | 護岸、陸閘 | 小飛島 | 340 | 6.5 | 小飛島 | 住宅地 |
| | 195 | 大浦 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 大浦 | 250 | 5.5 | 大浦 | 住宅地<br>公共用地 |
| | 196 | 大浦港 | 港湾局<br>（笠岡市） | 護岸 | 大飛島東 | 500 | 5.5 | 大飛島 | 公共用地 |
| | 197 | 大飛島北 | 水管理局<br>（岡山県） | 人工海浜、護岸<br>陸閘 | 大飛島 | 140 | 5.0 | 大飛島 | 住宅地 |
| | 198 | 大飛島港 | 港湾局<br>（笠岡市） | 離岸堤<br>護岸、陸閘 | 大飛島 | 190 | 6.5 | 大飛島 | 住宅地 |
| | 199 | 大飛島港 | 港湾局<br>（笠岡市） | 護岸 | 大飛島 | 100 | 6.5 | 大飛島 | 住宅地 |
| | 200 | 大飛島佐場 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、陸閘 | 大飛島 | 60 | 6.0 | 大飛島 | 住宅地 |
| | 201 | 湛江漁港 | 水産庁<br>（笠岡市） | 護岸<br>胸壁、陸閘 | 六島 | 230 | 6.0 | 湛江 | 住宅地 |
| | 202 | 前浦港 | 港湾局<br>（笠岡市） | 護岸<br>胸壁、陸閘 | 前浦 | 740 | 6.0 | 前浦 | 住宅地 |

| 整備の必要性 | 整備の概要 |
|---|---|
| 未整備<br>侵食 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・波浪等により砂浜の消失が進行しており、面的防護による侵食対策を図る。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、豊かな自然が残る自然海浜保全地区の砂浜の保全に配慮する。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、瀬戸内の美しい島々の海岸景観との調和に努める。<br>・海水浴場やキャンプ場などがあり、海と親しみ多様なレクリエーションや体験学習のできる豊かな海岸づくりを進める。<br>・海浜へのアクセスを確保し、海岸利用の促進に努める。 |
| 天端高不足<br>老朽化<br>侵食 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・波浪等により砂浜の消失が進行しており、面的防護による侵食対策を図る。<br>・海岸保全施設の整備にあたり、瀬戸内海の美しい島々の海岸景観との調和に努める。<br>・海と親しみ多様なレクリエーションができる豊かな海岸づくりを進める。<br>・「流し雛」など、地域の行事や祭りなどの場として親しまれる海岸づくりに努める。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 未整備<br>天端高不足<br>老朽化<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。<br>・河川水路からの逆流を防止する。 |
| 天端高不足<br>河川水路からの逆流防止対策 | ・天端高不足の解消。<br>・河川水路からの逆流を防止する。 |
| 河川水路からの逆流防止対策<br>天端高不足 | ・河川水路からの逆流を防止する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 未整備 | ・海岸保全施設の整備により高潮に伴う越波などから背後地を防護する。 |
| 未整備<br>天端高不足<br>河川水路からの逆流防止対策<br>切り欠き部対策 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。<br>・河川水路からの逆流を防止する。<br>・切り欠き部対策を行う。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>越波対策<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 天端高不足 | ・天端高不足の解消。 |
| 老朽化 | ・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 天端高不足<br>老朽化 | ・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |
| 未整備<br>天端高不足 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。 |
| 未整備<br>天端高不足<br>老朽化 | ・海岸保全施設の未整備箇所について、高潮に伴う越波などから背後地を防護する。<br>・天端高不足の解消。<br>・老朽化が進んでおり、施設の改良・補強等により背後地の防護を図る。 |




図 2.2.2　老朽化、耐震性、液状化に関する調査を実施し、必要に応じて対策を行う区域

表2.2.3 調査箇所一覧表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設<br>の種類 | 配置 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) |
| 日生・邑久 | ① | 鹿久居ゲンジ | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 鹿久居 | 700 |
| | ② | 鶴島西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸 | 鶴島 | 150 |
| | ③ | 長島日出南 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸、胸壁 | 長島日出南 | 240 |
| 牛窓・宝伝・玉野北部 | ④ | 黄島西 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>砂浜 | 黄島西 | 350 |
| 児島湾 | ⑤ | 柿原 | 水管理局<br>（岡山県） | 護岸<br>水門、陸閘 | 柿原 | 440 |
| | ⑥ | 小串端 | 農村振興局<br>（岡山県） | 無堤 | 小串端 | 110 |
| 児島 | ⑦ | 下津井港 | 港湾局<br>（岡山県） | 護岸、胸壁<br>陸閘 | 下津井 | 1260 |
| 笠岡湾奥 | ⑧ | 寺間 | 農村振興局<br>（岡山県） | 堤防 | 寺間 | 830 |

## ３　海岸保全施設の計画的な整備

海岸保全施設の整備は、計画的かつ効率的に推進する必要がある。

整備にあたっては、整備期間や施設の耐用期間も考慮した上で、気候変動の影響による外力の長期変化を踏まえた防護水準に基づくことを基本とする。ただし、整備規模や施設の老朽化の状況、背後地の状況、被害軽減効果等を勘案し、早期の効果発現を図る観点から、平成 26 年 3 月改訂版における防護水準による段階的な整備を検討する。段階的な整備を行う場合は、気候変動への対応を見据え、非効率とならないよう、必要に応じて事前対策を施した整備を検討する。

## ４　海岸保全施設の維持又は修繕の方法

全ての海岸保全施設を対象に、施設の損傷・劣化その他の変状を把握するための巡視又は点検を実施し、防護機能に影響を及ぼす変状が認められた場合は、適切な維持、修繕等の措置を講じる。

また、海岸保全施設の維持管理に要する費用の縮減や平準化を図り、計画的かつ効率的に機能を維持するための長寿命化計画を策定する。

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存在する区域を図 2.2.3 に示す。主な施設の種類等を、表 2.2.4 に示す。

表 2.2.4(1)　維持または修繕箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設の種類 | 配置 | | 維持又は<br>修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | |
| 日生・邑久 | 1 | 寒河港 | 港湾局（備前市） | 護岸 | 寒河 | 754 | 施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、防護機能に影響を及ぼす変状が認められた場合は、適切な維持・修繕等の措置を講じる。 |
| | 2 | 東備港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、胸壁、水門 | 日生 | 2,886 | |
| | 3 | 布浜 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 布浜 | 270 | |
| | 4 | 立花 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 立花 | 280 | |
| | 5 | 虫明漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸 | 虫明 | 1,675 | |
| | 6 | 虫明漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸 | 瀬溝 | 1,560 | |
| | 7 | 瀬溝南 | 水管理局(岡山県) | 護岸、胸壁 | 瀬溝 | 110 | |
| | 8 | 扇 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 扇 | 325 | |
| | 9 | 間口 | 農村振興局（岡山県） | 堤防、護岸 | 間口 | 393 | |
| | 10 | 前泊 | 水管理局(岡山県) | 護岸、胸壁、突堤、陸閘 | 前泊 | 1,101 | |
| | 11 | 知尾 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 知尾 | 259 | |
| | 12 | 敷井 | 水管理局(岡山県) | 護岸、離岸堤、水門、陸閘 | 敷井 | 869 | |
| | 13 | 錦 | 水管理局(瀬戸内市) | 堤防 | 錦海湾 | 1,665 | |
| | 14 | 木島 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 木島 | 480 | |
| | 15 | 鹿久居ゲンジ | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤 | 鹿久居 | 700 | |
| | 16 | 鶴島西 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤 | 鶴島 | 150 | |
| | 17 | 鴻島亀浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、陸閘 | 鴻島 | 850 | |
| | 18 | 鴻島舟隠 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤 | 鴻島 | 400 | |
| | 19 | 伝吉田 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 鴻島 | 300 | |
| | 20 | 鴻島日後 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 鴻島 | 180 | |
| | 21 | 鴻島桃の木 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 鴻島 | 500 | |
| | 22 | 頭島外輪 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 入鹿 | 280 | |
| | 23 | 頭島漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸 | 頭島 | 349 | |
| | 24 | 頭島北浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 北浦 | 220 | |
| | 25 | 鴻島港 | 港湾局（備前市） | 護岸 | 鴻島 | 210 | |
| | 26 | 長島内白間 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 長島内白間 | 202 | |
| | 27 | 長島日出北 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 長島日出北 | 333 | |
| | 28 | 長島日出南 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 長島日出南 | 233 | |
| | 29 | 大多府漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、陸閘 | 町並 | 889 | |
| 備前湾奥 | 30 | 越鳥 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 越鳥 | 140 | |
| | 31 | 木生 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 穂浪 | 472 | |
| | 32 | 穂浪漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、胸壁 | 井田 | 601 | |
| | 33 | 穂浪漁港 | 水産庁(岡山県) | 堤防、陸閘 | 灘 | 1,245 | |
| | 34 | 伊里 | 農村振興局（岡山県） | 護岸 | 伊里 | 1,462 | |
| | 35 | 東備港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、護岸、水門 | 片上 | 728 | |
| | 36 | 久々井 | 農村振興局（岡山県） | 堤防、護岸 | 久々井 | 965 | |
| | 37 | 東備港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 鶴海 | 1,676 | |
| | 38 | 鶴海 | 農村振興局（岡山県） | 護岸 | 鶴海 | 2,168 | |
| | 39 | 東備港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 坂田 | 313 | |
| 牛窓・宝伝・玉野北部 | 40 | 鈴井 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 師楽 | 590 | |
| | 41 | 白馬 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 白馬 | 500 | |
| | 42 | 莚江 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 莚江 | 800 | |
| | 43 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、砂浜 | 宿井 | 270 | |
| | 44 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 東町 | 587 | |
| | 45 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 綾浦 | 2,398 | |

表 2.2.4(2)　維持または修繕箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設の種類 | 配置 | | 維持又は<br>修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | |
| 牛窓・宝伝・玉野北部 | 46 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 紺浦 | 1,588 | 施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、防護機能に影響を及ぼす変状が認められた場合は、適切な維持・修繕等の措置を講じる。 |
| | 47 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 舟戸 | 210 | |
| | 48 | 前島荒崎 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 前島荒崎 | 150 | |
| | 49 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 前島西 | 294 | |
| | 50 | 前島福浜 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 前島福浜 | 800 | |
| | 51 | 黄島西 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 黄島西 | 350 | |
| | 52 | 前島南 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 尾台南 | 1,400 | |
| | 53 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 堤防 | 黒島 | 300 | |
| | 54 | 鹿忍池浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 沖 | 457 | |
| | 55 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、護岸 | 鹿忍 | 4,236 | |
| | 56 | 牛窓港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 松ケ峠 | 294 | |
| | 57 | 松ヶ峠西 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 鹿忍 | 68 | |
| | 58 | 小馬東 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 鹿忍 | 113 | |
| | 59 | 小馬西 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 鹿忍 | 160 | |
| | 60 | 西脇漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、潜堤、砂浜 | 西脇 | 1,416 | |
| | 61 | 朝日漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、胸壁、突堤 | 子父雁 | 472 | |
| | 62 | 朝日漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、潜堤、砂浜、胸壁、陸閘 | 宝伝 | 1,969 | |
| | 63 | 田坪 | 農村振興局（岡山県） | 護岸、突堤、潜堤 | 宝伝 | 320 | |
| | 64 | 大浦鼻 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 大浦鼻 | 220 | |
| | 65 | 久久井漁港 | 水産庁(岡山県) | 堤防、護岸 | 久久井 | 646 | |
| | 66 | 出走り | 農村振興局（岡山県） | 護岸 | 出走 | 120 | |
| | 67 | 鍬ヶ浜東 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 正儀 | 437 | |
| | 68 | 鍬ヶ浜中 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 正儀 | 200 | |
| | 69 | 鍬ヶ浜西 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 正儀 | 200 | |
| | 70 | 犬島東 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤 | 犬島 | 850 | |
| | 71 | 犬島港 | 港湾局(岡山市) | 護岸、胸壁 | 犬島東 | 860 | |
| | 72 | 犬島港 | 港湾局(岡山市) | 護岸 | 犬島西 | 700 | |
| | 73 | 犬島南 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 犬島南 | 260 | |
| | 74 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 堤防 | 相引番田 | 1,350 | |
| | 75 | 弁天島 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 弁天島 | 1,450 | |
| | 76 | 大入 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 大入 | 420 | |
| | 77 | 吉浦 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 吉浦 | 961 | |
| | 78 | 山田港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 東浜 | 315 | |
| | 79 | 山田港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 胸上 | 774 | |
| | 80 | 東児 | 農村振興局（岡山県） | 護岸 | 東児 | 1,499 | |
| | 81 | 山田港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 山田 | 799 | |
| | 82 | 山田港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門、雨水溝 | ごう頭 | 8,564 | |
| | 83 | 沼 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、陸閘 | 沼 | 560 | |
| | 84 | 沼 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 沼 | 225 | |
| | 85 | 石島港 | 港湾局（玉野市） | 護岸 | 石島 | 336 | |
| | 86 | 後閑 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 沼 | 330 | |
| | 87 | 後閑西 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 後閑 | 780 | |
| | 88 | ハナンド崎 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | ハナンド崎 | 256 | |
| | 89 | 池畑 | 水管理局(岡山県) | 護岸、水門 | 池畑 | 705 | |
| 児島湾 | 90 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 西浦幸島 | 2,007 | |

表 2.2.4(3)　維持または修繕箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設の種類 | 配置 | | 維持又は<br>修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | |
| 児島湾 | 91 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 北浦幸島 | 2,565 | 施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、防護機能に影響を及ぼす変状が認められた場合は、適切な維持・修繕等の措置を講じる。 |
| | 92 | 柿原 | 水管理局(岡山県) | 護岸、水門 | 柿原 | 440 | |
| | 93 | 三蟠九蟠 | 水管理局(岡山県) | 堤防、突堤、水門、陸閘 | 桑野～九蟠 | 4,777 | |
| | 94 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 立川 | 2,950 | |
| | 95 | 郡・福島 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 郡・福島 | 1,523 | |
| | 96 | 郡漁港 | 水産庁（岡山市） | 護岸 | 郡 | 1,168 | |
| | 97 | 北浦漁港 | 水産庁（岡山市） | 護岸、樋門 | 北浦 | 1,190 | |
| | 98 | 北浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 北浦 | 800 | |
| | 99 | 飽浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 飽浦 | 800 | |
| | 100 | 宮浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、陸閘 | 宮浦 | 1,712 | |
| | 101 | 宮浦西原 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、陸閘 | 宮浦西原 | 2,150 | |
| | 102 | 阿津漁港 | 水産庁（岡山市） | 護岸、胸壁 | 阿津 | 1,200 | |
| | 103 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 西小串 | 1,597 | |
| | 104 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、護岸 | 小串 | 1,110 | |
| | 105 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 西米崎 | 1,065 | |
| | 106 | 岡山港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 東米崎 | 242 | |
| 児島湖 | 107 | 児島三五区 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 児島三五区 | 7,099 | |
| | 108 | 児島六区 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 児島六区 | 10,138 | |
| | 109 | 児島七区 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 児島七区 | 7,700 | |
| | 110 | 松尾 | 農村振興局（岡山県） | 護岸 | 松尾 | 1,884 | |
| 宇野港 | 111 | 田井 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 田井 | 260 | |
| | 112 | 宇野港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 高辺 | 2,407 | |
| | 113 | 宇野港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 宇野 | 890 | |
| | 114 | 宇野港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 玉 | 164 | |
| | 115 | 宇野港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 日比東 | 391 | |
| | 116 | 宇野港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 向日比 | 820 | |
| | 117 | 宇野港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 日比 | 630 | |
| 児島 | 118 | 渋川 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、潜堤、砂浜、水門、陸閘 | 渋川 | 730 | |
| | 119 | 唐琴 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤 | 唐琴 | 1,457 | |
| | 120 | 唐琴西 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 唐琴 | 82 | |
| | 121 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、突堤、潜堤、離岸堤、砂浜 | 唐琴 | 2,651 | |
| | 122 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、水門、陸閘 | 田の口 | 715 | |
| | 123 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、護岸、胸壁 | 琴浦 | 2,991 | |
| | 124 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、胸壁 | 琴浦海岸 | 1,551 | |
| | 125 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、護岸 | 下の町 | 555 | |
| | 126 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、胸壁、樋門 | 萱苅 | 636 | |
| | 127 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 浜の宮 | 1,333 | |
| | 128 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 胸壁 | 元浜 | 411 | |
| | 129 | 児島港 | 港湾局(岡山県) | 胸壁、離岸堤 | 児島 | 680 | |
| | 130 | 赤崎 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 児島元浜町 | 643 | |
| | 131 | 大畠漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、胸壁、潜堤、砂浜、陸閘 | 大畠 | 1,495 | |
| | 132 | 釜島 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 釜島 | 340 | |
| | 133 | 松島港 | 港湾局(倉敷市) | 護岸 | 松島 | 71 | |
| | 134 | 下津井漁港 | 水産庁(岡山県) | 胸壁、陸閘 | 田之浦 | 187 | |
| | 135 | 下津井漁港 | 水産庁(岡山県) | 胸壁、陸閘 | 吹上 | 238 | |

表 2.2.4(4)　維持または修繕箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設の種類 | 配置 | | 維持又は<br>修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | |
| 児島 | 136 | 下津井港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、胸壁、陸閘 | 下津井 | 832 | 施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、防護機能に影響を及ぼす変状が認められた場合は、適切な維持・修繕等の措置を講じる。 |
| | 137 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、水門、樋門、陸閘 | 大室 | 650 | |
| | 138 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 高室 | 300 | |
| | 139 | 六口島 | 水管理局(岡山県) | 護岸、離岸堤、突堤、陸閘 | 六口島 | 950 | |
| | 140 | 通生漁港 | 水産庁（倉敷市） | 護岸、胸壁、突堤、水門 | 通生 | 683 | |
| 水島港 | 141 | 呼松漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、水門 | 呼松 | 5,112 | |
| | 142 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、胸壁 | 南畝 | 1,952 | |
| | 143 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 乙島 | 580 | |
| | 144 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 渡里 | 1,414 | |
| | 145 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 柏島 | 2,260 | |
| | 146 | 勇崎漁港 | 水産庁（倉敷市） | 堤防、水門 | 勇崎 | 855 | |
| | 147 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 堤防、護岸、離岸堤、樋門 | 勇崎・宝亀 | 1,003 | |
| | 148 | 小原漁港 | 水産庁（倉敷市） | 堤防、胸壁、樋門、陸閘 | 小原 | 1,032 | |
| 沙美・寄島 | 149 | 沙美漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、胸壁、潜堤、砂浜、陸閘 | 沙美 | 1,406 | |
| | 150 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、突堤、潜堤、水門、陸閘 | 沙美 | 1,276 | |
| | 151 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 岩谷 | 253 | |
| | 152 | 水島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、突堤、離岸堤、樋門 | 南浦 | 962 | |
| | 153 | 寄島漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、胸壁、消波工、樋門、陸閘 | 寄島 | 3,646 | |
| | 154 | 寄島 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、水門、陸閘 | 寄島 | 2,576 | |
| 笠岡湾口 | 155 | 正頭漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、胸壁、陸閘 | 正頭 | 1,445 | |
| | 156 | 大島 | 水管理局(岡山県) | 護岸、離岸堤、突堤、樋門、陸閘 | 長浜 | 1,295 | |
| | 157 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、水門 | 鳥ノ江 | 787 | |
| | 158 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 夏目 | 1,208 | |
| | 159 | 大島 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 大島 | 330 | |
| | 160 | 横江漁港 | 水産庁（笠岡市） | 堤防、護岸、陸閘 | 入江 | 318 | |
| | 161 | 横江漁港 | 水産庁（笠岡市） | 堤防、護岸、胸壁、樋門、陸閘 | 神島 | 1,421 | |
| | 162 | 天神 | 水管理局(岡山県) | 護岸、離岸堤、突堤、陸閘 | 神島 | 1,870 | |
| 笠岡湾奥 | 163 | 横江漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、胸壁、樋門、陸閘 | 横島 | 563 | |
| | 164 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 横島・美の浜 | 1,427 | |
| | 165 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 大磯 | 1,780 | |
| | 166 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、胸壁、陸閘 | 笠岡 | 1,936 | |
| | 167 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 西の浜 | 1,723 | |
| | 168 | 金浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、水門、陸閘 | 金浦生江浜 | 2,334 | |
| | 169 | カブト・拓海 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | カブト拓海 | 3,813 | |
| | 170 | 寺間 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 寺間 | 821 | |
| | 171 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、胸壁 | 港町 | 1,213 | |
| 笠岡諸島 | 172 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 神島外 | 790 | |
| | 173 | 浅王 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 浅王 | 323 | |
| | 174 | 笠岡港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、離岸堤 | 寺間 | 1,805 | |
| | 175 | 高島漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、胸壁、消波工、陸閘 | 高島 | 1,426 | |
| | 176 | 高島西 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、陸閘 | 高島竹ノ浜 | 173 | |
| | 177 | 白石島漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸、陸閘、潜堤、砂浜、水路 | 西ノ浦 | 900 | |
| | 178 | 白石島漁港 | 水産庁(岡山県) | 護岸 | 水湯 | 75 | |
| | 179 | 白石島田の浦 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 白石島田の浦 | 195 | |
| | 180 | 白石南 | 農村振興局（岡山県） | 堤防 | 白石南 | 366 | |

表 2.2.4(5)　維持または修繕箇所整理表

| ゾーン名 | No. | 海岸名 | 所管<br>（管理主体） | 主な施設の種類 | 配置 | | 維持又は<br>修繕の方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区域 | 規模<br>延長<br>(m) | |
| 笠岡諸島 | 181 | 白石島西 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 持立 | 530 | 施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、防護機能に影響を及ぼす変状が認められた場合は、適切な維持・修繕等の措置を講じる。 |
| | 182 | 布越北 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 楠 | 2,200 | |
| | 183 | 北木島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 楠 | 148 | |
| | 184 | 北木島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、突堤、潜堤、砂浜、陸閘 | 楠・大浦 | 1,950 | |
| | 185 | 北木島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸、樋門 | 本浦 | 406 | |
| | 186 | 北木島港 | 港湾局(岡山県) | 護岸 | 長場 | 287 | |
| | 187 | 北木島東 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 北木島東 | 1,400 | |
| | 188 | 丸岩 | 水管理局(岡山県) | 護岸、突堤、消波工、陸閘 | 丸岩 | 594 | |
| | 189 | 金風呂漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、胸壁、陸閘、樋門 | 金風呂 | 1,135 | |
| | 190 | 千の浜 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 北木島千の浜 | 700 | |
| | 191 | 豊浦港 | 港湾局(笠岡市) | 護岸、胸壁、樋門、陸閘 | 豊浦 | 1,400 | |
| | 192 | 豊浦東 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 豊浦東 | 900 | |
| | 193 | 真鍋島漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、胸壁、樋門、陸閘 | 本浦 | 886 | |
| | 194 | 真鍋島漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、胸壁、陸閘 | 岩坪 | 471 | |
| | 195 | 小飛島港 | 港湾局(笠岡市) | 護岸、陸閘 | 小飛島 | 182 | |
| | 196 | 大浦 | 水管理局(岡山県) | 護岸 | 大浦 | 250 | |
| | 197 | 大浦港 | 港湾局(笠岡市) | 護岸 | 大飛島東 | 500 | |
| | 198 | 大飛島北 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 大飛島 | 134 | |
| | 199 | 大飛島港 | 港湾局(笠岡市) | 護岸、離岸堤、陸閘 | 大飛島 | 185 | |
| | 200 | 大飛島佐場 | 水管理局(岡山県) | 護岸、陸閘 | 大飛島 | 53 | |
| | 201 | 湛江漁港 | 水産庁（笠岡市） | 護岸、胸壁、陸閘 | 湛江 | 92 | |
| | 202 | 前浦港 | 港湾局(笠岡市) | 護岸、胸壁、陸閘 | 前浦 | 800 | |

| | |
|---|---|
| 岡山県 | 199,931 |
| 市（備前市、瀬戸内市、岡山市、玉野市、倉敷市、笠岡市） | 21,548 |
| 合計 | 221,479 |




図 2.2.3　海岸保全施設が存在する区域

# 第３編　今後の取組にあたっての留意事項

## （１）今後の調査研究

技術の進歩により明らかになっている新しい知見、技術については、最新の成果を導入できるよう調査・研究及びその体制づくりを検討していくことが重要であり、以下の点に留意する。

① 多様な生物の生息・生育空間の創出や水質の改善など、環境の改善に効果のある海岸保全施設の整備などについて、専門の研究機関や学識経験者との連携を図りながら調査・研究を進める。
② 藻場・砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態把握、各種文化財や歴史的資源等について、他の関係機関との連携により、情報の共有化及び調査・モニタリングの充実を図る。
③ 気候変動に伴う気象・海象の変化や、長期的な平均海面水位の上昇により、海岸侵食の進行や高潮・越波災害の増加などによる海岸保全への影響が懸念されているため、今後、国や各種検討機関などで進められている気候変動の影響による将来予測や対策方法の検討結果などを踏まえつつ、適宜、対応を検討していくものとする。
そのためにも、潮位や波浪等についてのデータの蓄積により、その変動を適切に把握し、気候変動による影響の予測・評価等を行う。
④ 南海トラフの巨大地震に伴う津波対策と地震対策については、岡山沿岸の地域において、ハード・ソフト両面の総合的な防災対応を進めるとともに、国等の今後の研究成果等を踏まえつつ、適宜最新の知見や情報収集に努め、随時検討を行うものとする。
⑤ 高潮と津波について、発生のメカニズムや被災原因の違いを把握し、海岸保全施設の整備に反映できるよう検討していくものとする。
⑥ 台風、高潮、波浪、津波、地震、液状化、侵食等の考え方についても、最新の知見や情報収集に努め、随時検討を行うものとする。

## （２）地域住民等の参画と情報提供

防護、環境保全、利用促進のバランスがとれた事業を実施していくためには、地域住民等の参画と情報の提供に努めていくことが重要であり、以下の点に留意する。

① 海岸の状況や計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況などのほか、日常的な海岸利用の安全に関する情報等、海岸に関する情報について、広く地域住民への提供に努め、事業の透明性の向上を図っていく。なお、情報提供の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行うものとし、地域住民のみならず海岸利用者等にも広く情報を提供できるよう検討していく。

② 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備とあわせて、関係機関と連携しながら防災情報の提供や災害時の対応方法、気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供に努め、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

③ 事業の実施段階において、地域住民や漁業関係者、海岸づくりの調査、研究を進めている市民団体、ＮＰＯ、ボランティアなど海岸に関わる多方面の関係者の積極的な参画を求めていく。

④ 情報提供と地域住民等の参画を得ることにより、防災、環境、地域の歴史などに関する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民自身が防災意識を高め、海岸の美化や海岸環境の保全に関するマナーやモラルの向上を考え、海岸づくりに積極的に関わるような環境をつくっていく。

⑤ 海岸の適正な利用を促進するため、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報提供に努める。

⑥ 地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及や環境教育の充実に努める。

## （3）広域的・総合的な調整・連携

環境、利用の施策については、海岸のみならず関係する機関等との調整・連携を図りながら実現に向けて取り組んでいくことが重要であり、以下の点に留意する。

① 岡山沿岸は、瀬戸内海国立公園に代表される瀬戸内特有の豊かな自然環境や美しい多島美景観を多く有しているが、これらは県民のみならず国民共有のかけがえのない財産である。これらの貴重な財産を次世代へと継承していくため、国の機関や沿岸の自治体、地域住民が積極的に連携し保全に取り組むことが必要である。
② 岡山沿岸のみならず、瀬戸内海の海洋汚染や河川からの流入も含めた海岸のごみや水質の問題、突発的な油流出事故などは、生物・生態系に及ぼす影響が大きく重要な環境課題である。瀬戸内特有の貴重な環境を保全していくためには、沿岸の自治体など関係機関の協力のもとに、沿岸域及び河川流域が一体となった取組を目指すことが必要である。
③ 災害に対する安全の確保は、連たんする背後地を一体的に防護する必要があり、沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保など、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災対策に取組むことが必要である。
④ 海岸の侵食問題は、河川からの土砂の供給と流出のバランス等を含め問題の背景を広域的に捉える必要がある。このため、海岸地形の現状や土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握などに努め、河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策を行うなど、多様な関係機関との連携の下に、広域的・総合的な砂浜の保全の取組を図っていくことが必要である。
⑤ なお、本計画に基づき「防護」、「環境」、「利用」の観点から調和のとれた海岸管理を推進していくためには、ハード・ソフト一体の各種施策を進める包括的な海岸管理の取組を検討するとともに、本県だけでなく瀬戸内海をとりまく関係自治体や各種団体、県民等の様々な関係者の参画と連携を図ることが重要である。

## （4）今後の対策について検討、協議する区域

民間所有の海岸施設については、平成 16 年に高潮被害の発生した施設及び南海トラフの巨大地震に伴い発生する津波浸水の可能性がある施設の所有者や管理者に対して、高潮、地震、津波に関する新たな知見等の情報提供や施設整備に関する助言等を行うなどして、引き続き協議を行い、対策を進めるものとする。

特に、気候変動の影響による平均海面水位の上昇等に伴うリスクの将来変化等については、関係機関を含めた社会全体で共有できるように努める。

## （5）計画の見直し

本計画策定後においても、以下のような場合には計画を見直すこととする。

① 災害の発生等により防護の目標の見直しが必要となった場合は、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。
② 気候変動の影響による平均海面水位の上昇に関するデータの蓄積や気象庁の気候変動に関する報告書の更新などを踏まえて、将来、予測されるリスクに変化が生じた場合は、計画の見直しの必要性を検討する。
③ 地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められ、国の海岸保全基本方針の見直し等が行われた場合は、計画を見直すこととする。
④ 台風、高潮、波浪、津波、地震、液状化、侵食等、海岸保全基本計画に係る全ての事項に関して、最新の知見や情報収集に努め、海岸保全施設を整備しようとする区域等の見直しが必要な場合は、計画を見直すこととする。

# 添　付　図

第２編において定めた海岸保全施設を整備しようとする区域及び老朽化、耐震性、液状化に関する調査を実施し、必要に応じて対策を行う区域、第３編において定めた今後の対策について検討、協議する民間所有の海岸施設の区域について、区域の位置、海岸保全施設の種類及び受益地域を添付図として示す。

なお、図中の数字は、整備箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表－１に示すとおりである。

付表－１　添付図　凡例

| 凡　　例 | |
|---|---|
| ―― | 海岸保全施設を整備しようとする区域 |
| ―― | 老朽化、耐震性、液状化に関する調査を実施し、必要に応じて対策を行う区域 |
| ―― | 今後の対策について検討、協議する民間所有の海岸施設の区域 |
| 堤 | 堤防（緩傾斜堤防を含む） |
| 護 | 護岸（緩傾斜護岸を含む） |
| 壁 | 胸壁 |
| 突 | 突堤（ヘッドランドを含む） |
| 離 | 離岸堤 |
| 消 | 消波堤（消波工を含む） |
| 潜 | 潜堤（人工リーフを含む） |
| 防 | 高潮・津波防波堤 |
| 浜 | 人工海浜（養浜を含む） |
| ⊗ | 水門（樋門、陸閘、排水機場を含む） |
| ▨ | 受益地域（想定浸水・想定侵食区域） |

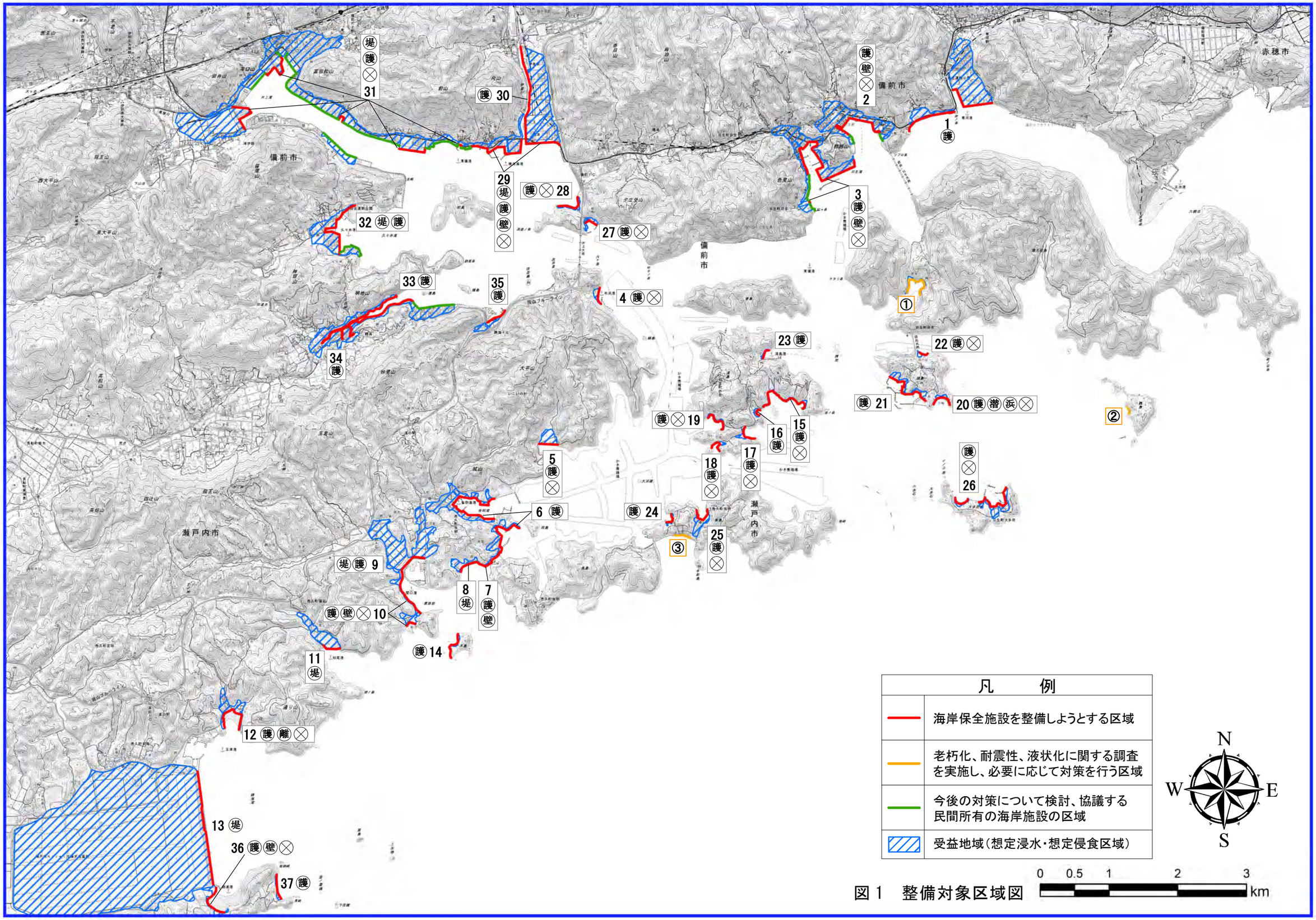


図１　整備対象区域図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

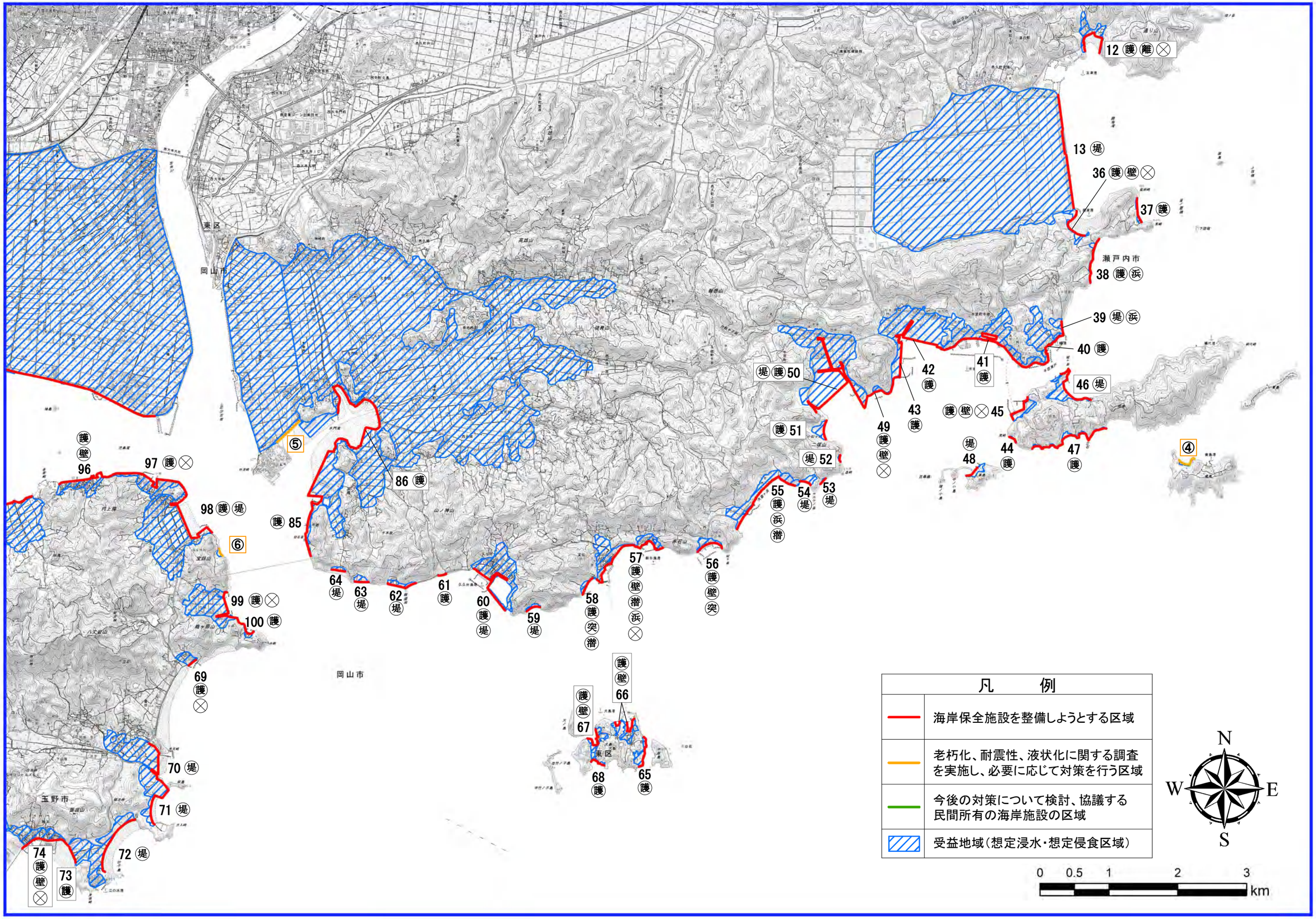


「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

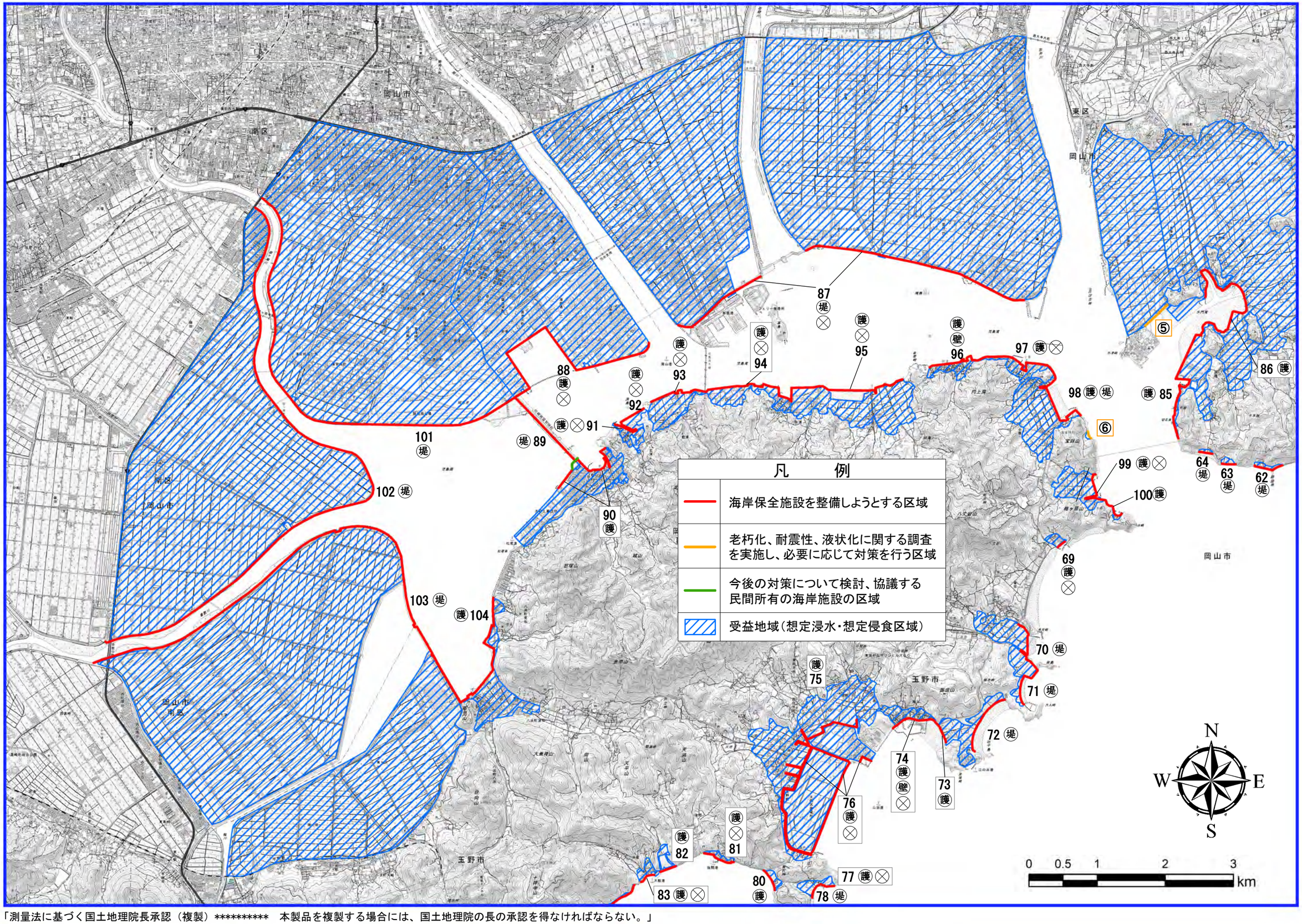


「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

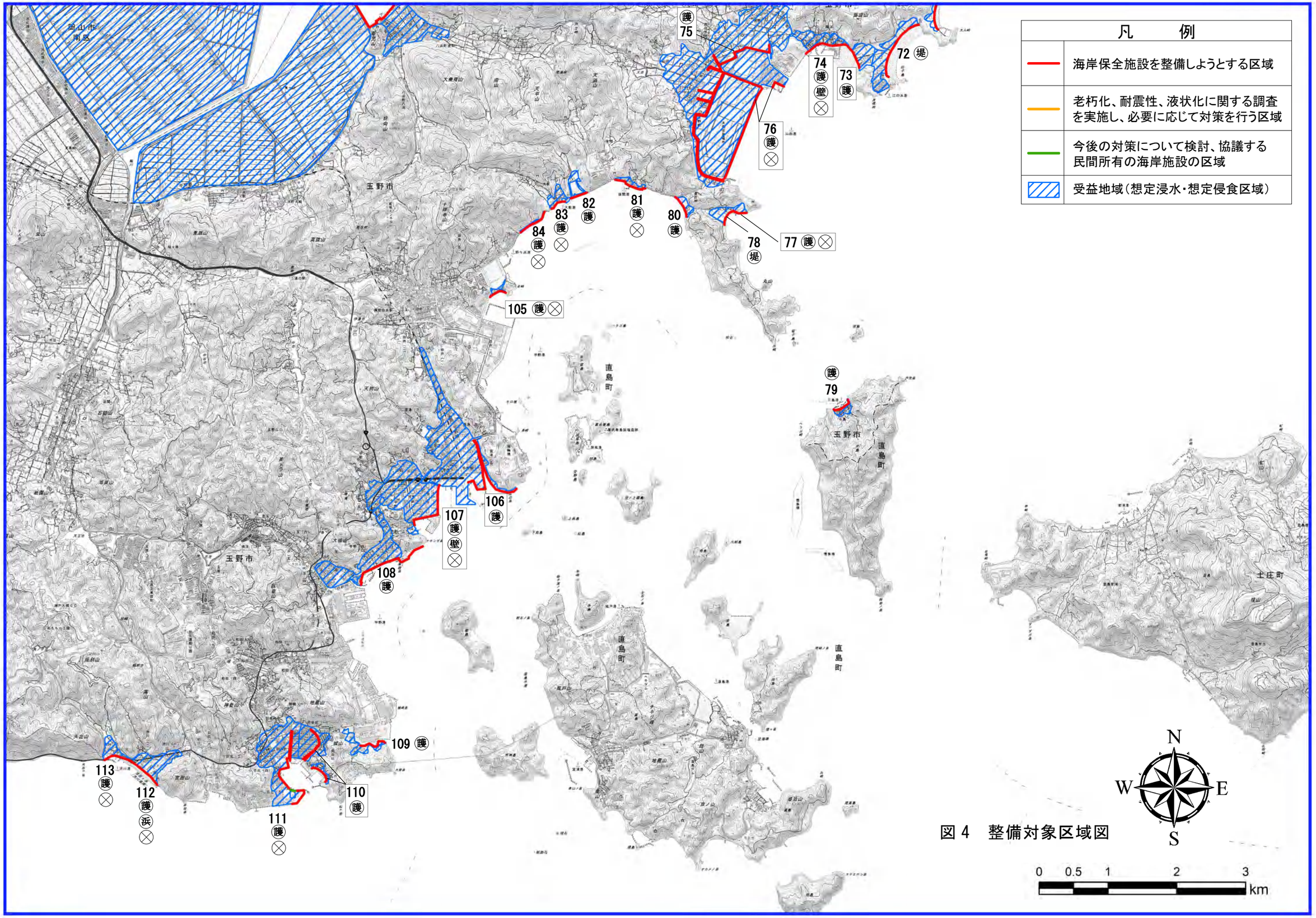


図 4　整備対象区域図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

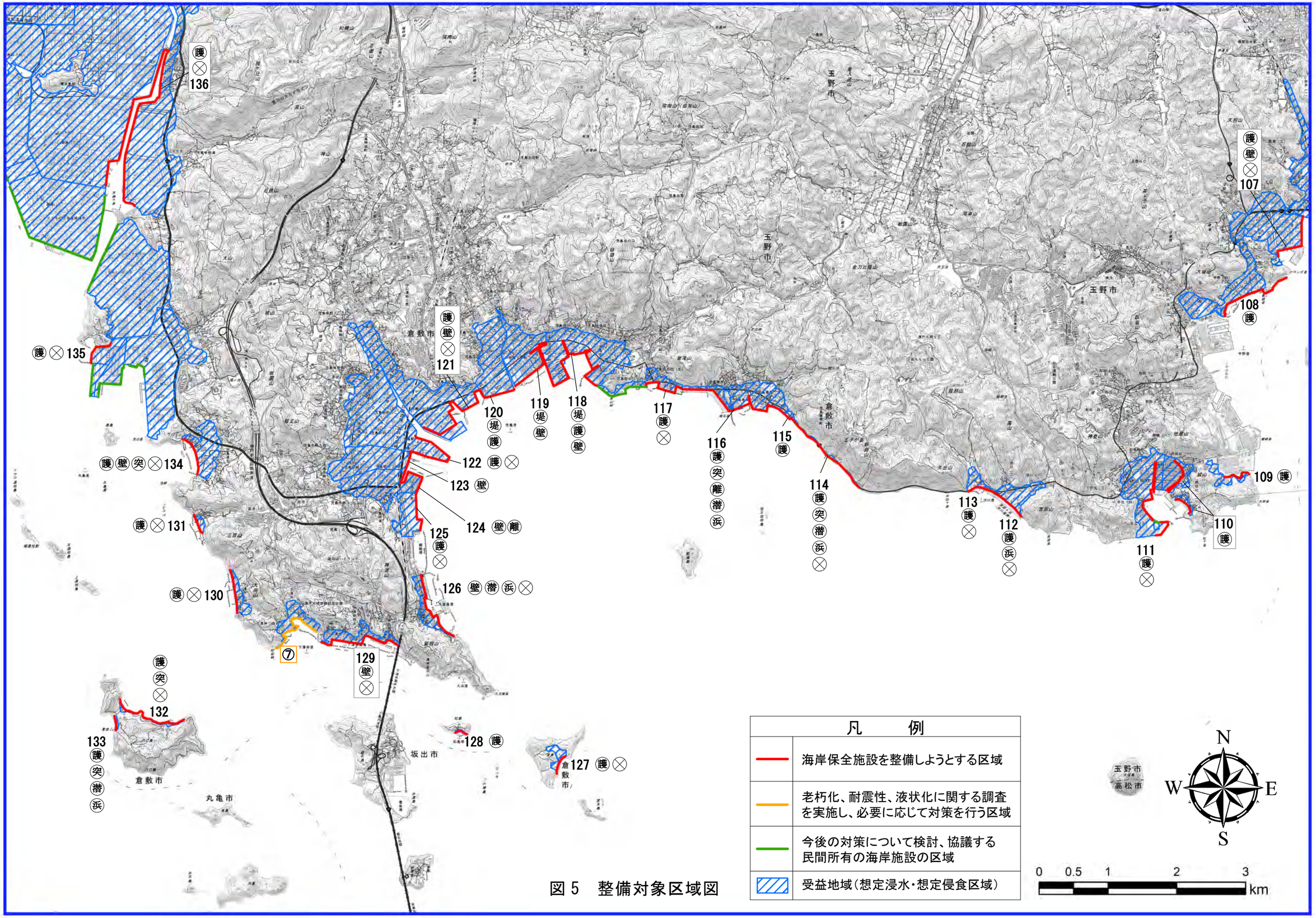


図５　整備対象区域図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

| 凡　　例 | |
|---|---|
| | 海岸保全施設を整備しようとする区域 |
| | 老朽化、耐震性、液状化に関する調査を実施し、必要に応じて対策を行う区域 |
| | 今後の対策について検討、協議する民間所有の海岸施設の区域 |
| | 受益地域（想定浸水・想定侵食区域） |

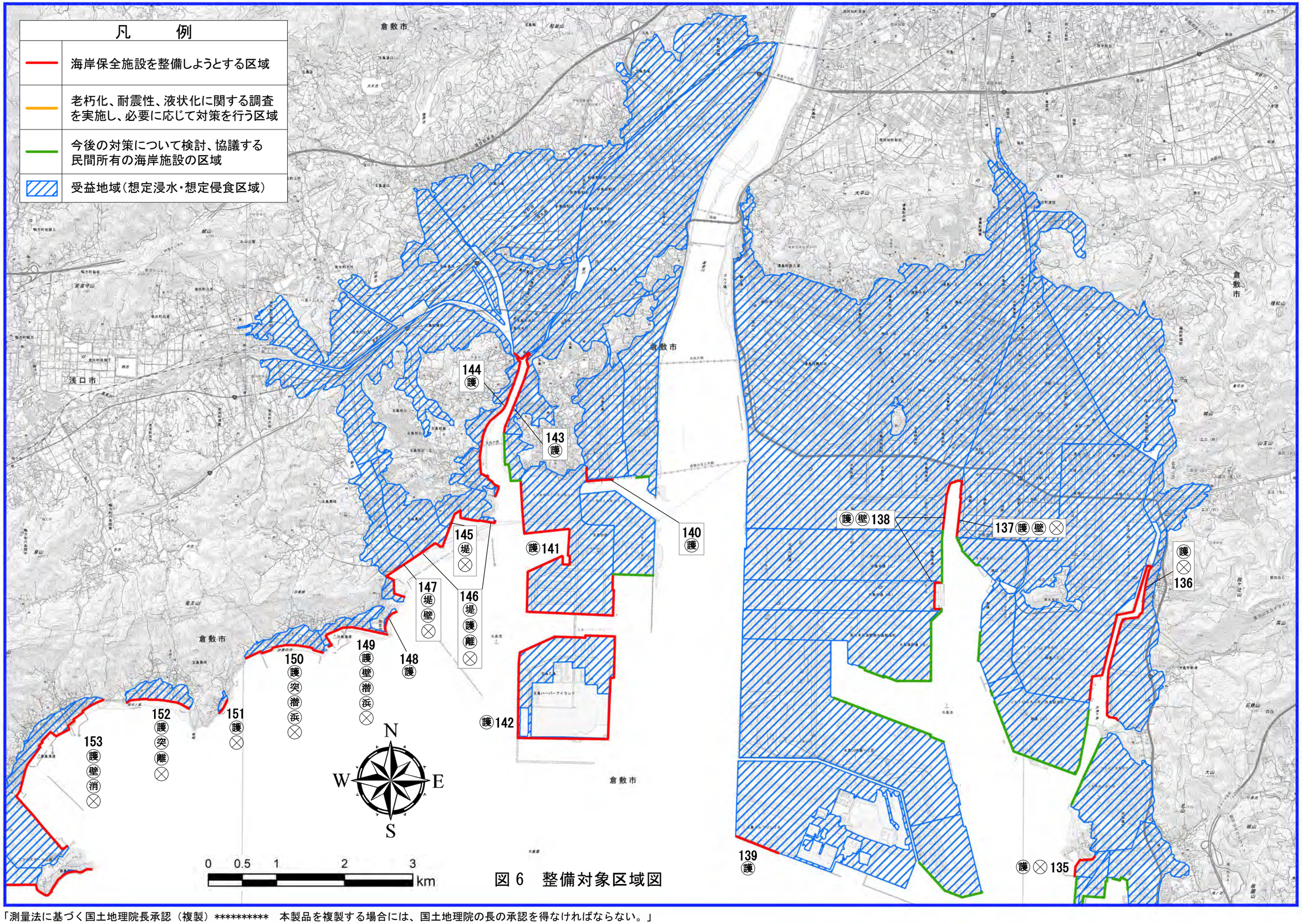


図 6　整備対象区域図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

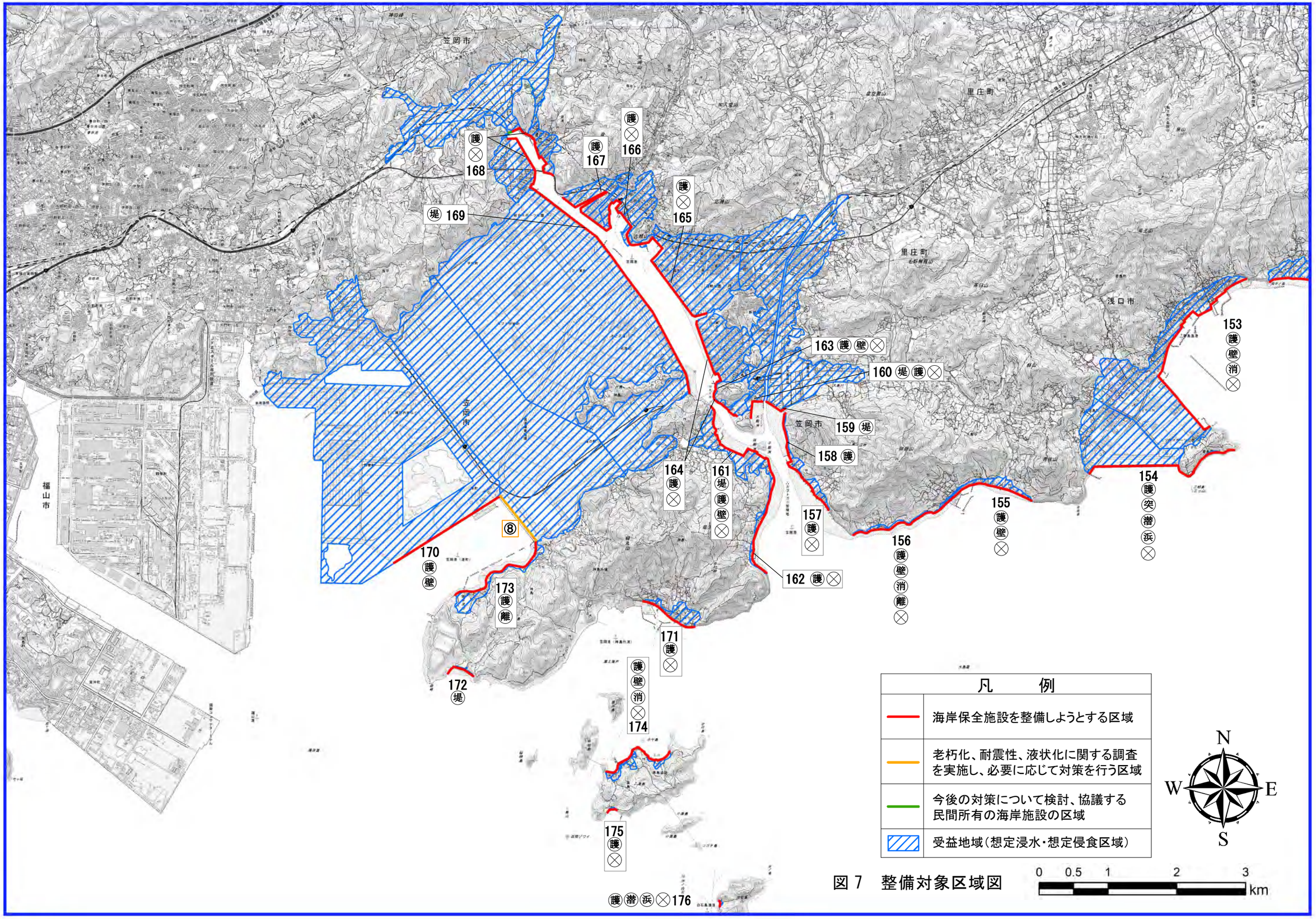


図 7　整備対象区域図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

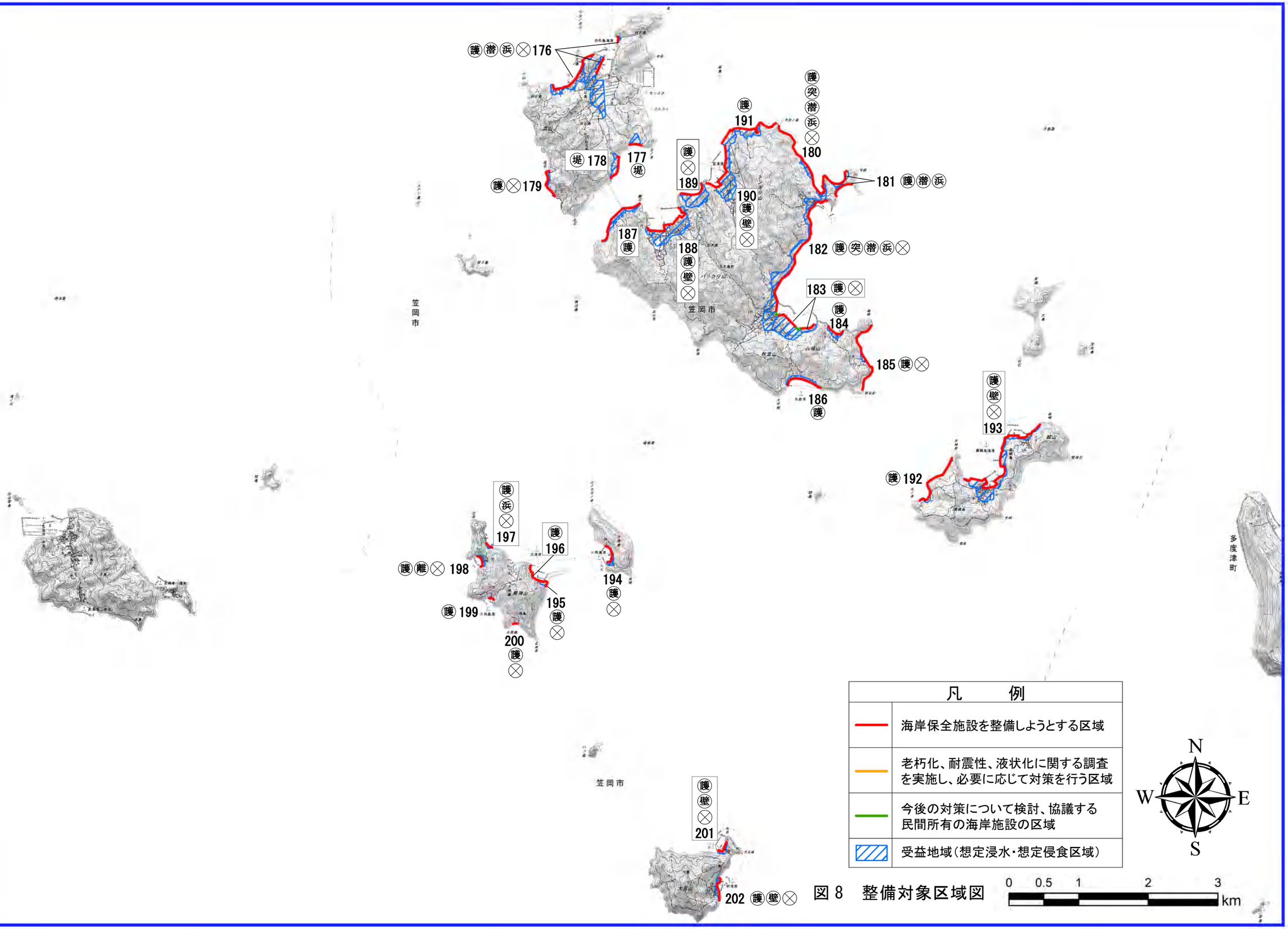


図 8　整備対象区域図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）**********　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」